

調査報告

旧朝鮮北部（現：朝鮮民主主義人民共和国）の神社跡地を訪ねて

中島三千男 前田孝和
津田良樹 坂井久能
菅 浩二 稲宮康人

NAKAJIMA Michio MAEDA Takakazu
TSUDA Yoshiki SAKAI Hisayoshi
SUGA Koji INAMIYA Yasuto

目 次

はじめに	中島三千男
第1章 旧朝鮮北部の神社の創立について	前田孝和
第2章 平壤神社・鎮南浦神社・開城神社とその跡地調査について	津田良樹
第3章 神社参拝等の体験者からの聞き取り	坂井久能
第4章 朝鮮社会科学院および金日成総合大学の 歴史系研究者との座談会について	菅 浩二
おわりに	中島三千男

※ 稲宮康人はカメラマンとして、全行程の写真撮影に携わった（口絵1、同2参照）。

はじめに

神奈川大学非文字資料研究センターの海外神社班は、2014年度の共同調査地として旧朝鮮北部（日本の植民地下にあった朝鮮については、旧朝鮮と表記する。この北部地域は現在、朝鮮民主主義人民共和国の統治下にある、その国及びその統治下の地域を指す場合は、以下「朝鮮」と略記する）に建てられた神社跡地の調査の為に、2014年9月8日から16日まで「朝鮮」を訪問した。団長・中島三千男、副団長・津田良樹、団員・前田孝和、坂井久能、菅浩二、稲宮康人の計6名である。

実際には8日（月）羽田発、北京に到着。その日に「朝鮮」入国のためのビザを受け取り、翌日午後北京発、夕方に平壤に到着した。帰りは16日（火）早朝に平壤発、北京に到着、その日の午後、北京を発って羽田着というスケジュールだったので、「朝鮮」に滞在していたのは、7泊8日であった。

海外神社班は2003年のCOE時代から、旧樺太、旧南洋群島、旧「満州国」、旧朝鮮南部（現：大韓民国、以下「韓国」と略記）、旧台湾、旧関東州、旧中華民国、東南アジア（シンガポール、タ

イ、ベトナム）と、戦前の日本の「勢力圏」に建てられた神社の調査をほとんどの地域で行ってきたが、唯一ポツカリと空白の地域が残されていた。それが旧朝鮮北部、「朝鮮」地域の神社調査であった。

調査の準備は2014年4月末から始まったが、具体的になってきたのは6月中旬に朝鮮総連神奈川県本部国際部の朴在和先生にお会いしてからである。7月中旬に朴先生が朝鮮総連中央本部に我々の「訪朝団計画書」を提出。許可が下りたのは、8月下旬、出発予定日の10日前であった（通例計画書の提出から、許可が下りるまでの期間は1か月半といわれている）。

ただ、次に述べる我々の「計画書」のどの部分が実現可能なのか、これについては全くの返事はなく、ただ我々の「朝鮮」入国が許可されたことがはっきりしただけで、委細は平壤に着いてから、受け入れ団体の「朝鮮対外文化連絡協会・日本局」（以下「対文協」と略記）から明らかにされるというものであった（こうした事は我々だけではなく、他の団体に対しても通例であるとの事である）。

さて、我々が提出した「訪朝団計画書」は、第一に神社が建てられた現地に赴き、神社跡地の現況を確認すると共に、可能であれば、現地での聞き取りを希望するというものであった。そして、日程とも勘案して、前半では平壤近辺（「朝鮮西海」に面した南部地域）の平壤神社、鎮南浦神社、兼二浦神社、安岳神社、海州神社、延安神社の6神社跡地。後半は新義州周辺（「朝鮮西海」に面した北部地域）の平安神社、龍川神社、義州神社、宣川神社の4神社跡地、併せて10箇所の神社跡地に赴くというものであった。

第二に「朝鮮」で、日本の植民地時代に建てられた神社の研究を行っている研究者との交流。そして、第一で述べた後半の新義州周辺の神社跡地に行かれない場合、平壤付近の基督教会、記念館・博物館、世界遺産等の参観を希望するというものであった。

以下、本稿では、これらの状況について、それぞれの各章において詳しく見ていくが、簡単に結論だけ述べておこう。

まず、我々が第一の目的にしていた、10の神社跡地に赴くということは実現できず、結局、平壤神社と鎮南浦神社の僅か2つの神社跡地にしか赴くことはできなかった。ただ、我々の希望していなかった開城に行った時の帰り路で、開城の金日成主席の銅像を訪問したが、実は日本に帰ってから調べてみると、まさにそこは開城神社が建てられていた場所だ⁽¹⁾という事がわかった。したがってこれを含めると3社であるが、何よりも我々が第一の希望（目的）としていた神社が建てられた現地（跡地）の調査が8日間でわずか3社しかできなかったということは、我々にとっては大きな落胆であった。

しかしながら、第一の目的に「可能であれば」として付け加えた植民地支配、神社参拝等を体験した方々への聞き取り、また第二の目的としてあげた朝鮮の研究者との交流は我々の予想を超えて、充実したものであった。

まず、聞き取りであるが、体験した研究者との懇談（2名、男性）、開城での懇談（2名、女性）、平壤付近に住んでいる方との懇談（3名、男性）という3つの機会、延べ7名の方々からの聞き取りができた。

もちろん、聞き取りは調査者が直接、現地に赴き、話者が実際に生活している場でおこなうのがセオリーであるが、今回はいずれの場合でも、「対文協」や地方の人民委員会（日本の市役所にあたる）が用意した場所（ホテル、旅館）で、また、その方たちの立会いの下で、しかもその方たちの通訳を

介しておこなわれるという、大きく制約されたものであった。しかし、それでも我々が「韓国」の全羅南道⁽²⁾和順郡や済州島での聞き取りで経験したものと、同じようなレベルの話を聞くことができた。

次に、研究者との懇談であるが、当初我々は、植民地時代の神社政策について論文を書いていた一人の研究者との懇談を予想していたが、実際には朝鮮社会科学院、金日成総合大学という「朝鮮」での「トップ」レベルの歴史研究者6名との懇談という「豪華」な懇談となった。

それでは以下、第1章で今回の調査の前提となる、旧朝鮮北部の神社について概観し、第2章以下、今回の調査に関わる詳しい報告をおこなう。

第1章 旧朝鮮北部の神社の創立について

1 旧朝鮮の神社の創立について

戦前、樺太、台湾、旧朝鮮、関東州、満州、南洋をはじめハワイ、アメリカ本土、ブラジルなど日本人が移り住んだ地域には、神社、寺院、神道系教会、基督教教会、その他の諸宗教の施設が建てられ、日本人を中心に信仰された（旧朝鮮の神祠、台湾の社・祠・遙拝所のように日本人居住者がほとんどいない地域にも施策として建てられた場合もある）。旧朝鮮は日本とは密接な歴史的関係にあり、釜山には延宝6年（1678）日本人居住区に金刀比羅神社が建立され、明治に入ってもその信仰は継承された。この神社は明治24年（1891）には居留地神社、さらに明治33年（1900）に龍頭山神社と改称され、ついに昭和11年（1936）には国幣小社に昇格した⁽³⁾。

明治以降、日本人は本格的に海外に進出するが、特に朝鮮半島では、江華島事件の翌年、明治9年（1876）2月、日本は旧朝鮮に開国をもとめて日朝修好条規（江華条約）を結んだ。朝鮮王朝は明治30年（1897）には大韓帝国と改称するが、日露戦争の勝利後、明治38年（1905）11月、日本はこれを保護国化し、翌月には統監府を設置した。そして、ついには明治43年（1910）8月、「韓国併合に関する条約」に基づき日本は韓国を併合領有し、統治機関として朝鮮総督府を置いた。

それにともなって、日本人の人口も増え続ける。明治13年（1880）は835人、明治23年（1890）7,245人、明治33年（1900）15,829人、明治43年（1910）171,543人（現地人13,128,780人）、大正9年（1920）347,850人（現地人16,916,078人）、昭和5年（1930）501,867人（現地人19,685,587人）、昭和15年（1940）689,790人（現地人22,954,563人）、昭和17年（1942）752,823人（現地人25,525,409人）、昭和19年（1944）912,583人となっている⁽⁴⁾。

このような経緯の中であって、旧朝鮮に進出して居住した日本人によって日韓併合前までに、先の龍頭山神社に次いで、明治15年（1882）には元山に神宮遙拝所（後の府供進社・元山神社 旧朝鮮北部・咸鏡北道）、明治23年（1890）に仁川に同じく神宮遙拝所（後の仁川大神宮、さらに道供進社・仁川神社）、明治31年（1898）に京城大神宮（後の国幣小社京城神社）、明治33年（1900）に小祠（後の邑供進社鎮南浦神社 旧朝鮮北部・平安南道）、明治35年（1902）に金刀比羅神社（後に府供進社群山神社の末社）、明治38年（1905）に龍川神社（旧朝鮮北部・平安北道）をはじめ大邱神社、大田神社、三浪津神社、城津神社（旧朝鮮北部・咸鏡北道）、馬山神社、松島神社（木浦）など、神宮遙拝所や小祠、神社が建立されていく。

韓国統監府設置の翌年（明治39年）11月には「宗教宣布に関する規則」、明治44年（1911）には

寺刹令が、大正4年(1915)には「布教規則」・「神社寺院規則」、大正6年には「神祠ニ関スル件」が発令され、日本人宗教者への監督、全宗教に対する統制、将来神社に昇格する可能性を残した神祠を建立させる体制——を整えていった。昭和13年(1938)には「一面一神社設置」と護国神社設置が打ち出され、一面一神社政策は、現実には一面一神祠という形で展開されたが、旧朝鮮全体とほぼ同様の時期に「朝鮮」地域でも急増している(神社も神祠も昭和16年以降)。

旧朝鮮の神祇制度は、以下の点が特徴的といえよう。

- ① 日本人は、内外を問わず神祇制度に組み込まれた神社(神祇制度に組み込まれた神社には台湾の社<祠>や旧朝鮮の神祠等も含まれるが、これらと区別された神社を意味する場合は以後「神社」と表記する)と、それにとらわれずある程度自由に小祠(呼称は「神社」が多い)などを創建した(それらの小祠の幾つかは、後に、神祇制度に組み込まれた施設もある)。海外での「神社」だけの数でいうと、満州243社、樺太127社(崇敬社1社を除く)、旧朝鮮82社、台湾68社と続き、旧朝鮮は3番目に多い。しかし、神祇制度に組み込まれていた社(祠)・末社・遥拝所133社(台湾)と神祠973社(旧朝鮮)を合わせると、台湾は201社、旧朝鮮は1,055社となり、旧朝鮮は海外で一番神社の多い地域となり、旧朝鮮が特別な意味を持たされていたことが判る。
- ② 旧朝鮮の官国幣社では、官幣大社は、大正8年(1919)創立・大正14年(1925)鎮座の官幣大社の朝鮮神宮(当初は朝鮮神社で大正14年神宮と改称)と官幣大社扶余神宮(創立昭和14年、地鎮祭昭和15年、竣工予定昭和22年・結局鎮座はなかった)の2社のみで、国幣社は国幣社に関する府令が定められ(昭和11年に数多くの国幣社に関する規則が定められた)、「一道一国幣社」の設置方針に基づき、国幣社が創り出されていった。昭和11年(1936)から昭和19年の間に日本人居留民によって建立された「神社」の中から選定して国幣社に列格したが、13道の内、8道の列格に終わった(昭和11年京城神社・龍頭山神社、昭和12年大邱神社・平壤神社、昭和16年光州神社・江原神社、昭和18年全州神社、昭和19年咸興神社が列格)。
- ③ 昭和11年(1936)勅令253号第1条第2項により道又は府・邑・面より「神社」に神饌幣帛料を供進することが可能となった(朝鮮総督府布告第440号)。すなわち、道、府(市)、邑(町)、面(村)より神饌幣帛料が供進できるようになり、道供進社、府供進社、邑供進社という旧朝鮮独自の社格制度が確立した。
- ④ 大正4年(1915)には神社寺院規則を出し、内地仏教と同じ法令で「神社」を管理していたものを、昭和11年(1936)には神社規則(朝鮮総督府令第76号)を発布し、他の地域(内地・外地)と同様に「神社」の位置づけを明確にした。
- ⑤ 昭和13年(1938)9月には新たに「一面一神社設置」と護国神社設置が打ち出された。朝鮮総督府は、「神祠に関する件」(大正6年3月)を出して、設備の整った「神社」を建てるのが出来ない場合でも、将来設備の整った「神社」に発展することを見込んで、「神祠」として総督府が管理把握する体制をつくっていたが、この「一面一神社設置」政策により、昭和16年(1941)から昭和19年(1944)には「神社」は急増、神祠も爆発的に増加した(「朝鮮」も同様に表2を参照)。

旧朝鮮には「神社」82社、神祠973社が建立されたが、道別・社格別神社一覧が表1である。こ⁽⁵⁾

表 1 旧朝鮮における道別・社格別神社一覧

	神 社							神 祠	合 計
	官幣社	国幣社	道供進社	府供進社	邑供進社	(無)	小 計		
咸鏡北道	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	7 (7)	27 (27)	34 (34)
咸鏡南道	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	6 (6)	27 (27)	33 (33)
平安北道	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	5 (5)	75 (75)	80 (80)
平安南道	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	30 (30)	32 (32)
黄 海 道	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	4 (4)	161 (161)	165 (165)
江 原 道	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	5 (0)	46(14※)	51 (14)
京 畿 道	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	7 (1)	140 (1※)	147 (2)
忠清北道	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	4 (0)	29 (0)	33 (0)
忠清南道	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	9 (0)	33 (0)	42 (0)
慶尚北道	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	6 (0)	72 (0)	78 (0)
慶尚南道	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	6 (0)	43 (0)	49 (0)
全羅北道	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	5 (0)	11 (0)	27 (0)	38 (0)
全羅南道	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	6 (0)	10 (0)	263 (0)	273 (0)
合 計	2 (0)	8 (2)	9 (3)	8 (5)	18 (2)	37 (13)	82 (25)	973 (335)	1055 (360)

本表は前掲、津田良樹他「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討——全羅南道、和順郡を中心に——」の「表1」に倣って作成した。
 () 内の数字が「朝鮮」地域に建てられた神社・神祠数。
 「咸鏡北道から黄海道」までが「朝鮮」地域に含まれるが、「江原道」及び「京畿道」は「朝鮮」「韓国」に分断されている。※
 印は「朝鮮」地域の神祠数。

の内、「朝鮮」には「神社」が25社、神祠が335社建てられた。

なお、昭和20年8月9日、ソ連軍は日ソ不可侵条約を一方的に破棄して満州、樺太、そして北方領土を攻め、遂に日本は8月15日に敗戦。旧朝鮮北部にも、ソ連軍等が入り、霊代（神璽、神体）をはじめ神社施設の安全は危機的状況となりつつあった。そこで朝鮮総督府は、各神社に対し霊代の安全の確保を指示、ひいては昇神式の斎行を進めたが、世情の悪化は深刻化し、神職が応召している神社も多くあり、その対応が必ずしも充分でなかったといわれる。一部は、現地人や共産党員らによって社殿が襲われ、放火された神社もあった。また、社務所や職員住宅も荒らされ、宝物をはじめ神社の什器備品、個人所有の財産の掠奪も相次いだという。旧朝鮮北部地域は、南部より暴行放火を受けた被害が多かったともいわれる⁽⁶⁾。

2 「朝鮮」における神社の創立について

「朝鮮」には「神社」が25社、神祠が335社鎮座していたが、「朝鮮」における道別・創立（許可）年代別神社・神祠一覧が表2である。

大正4年（1915）の「神社寺院規則」により初めて「神社」の創立が許可（公認）されことになるが、大正4年以前に鎮座した元山神社（明治15年）、龍川神社（明治38年）、城津神社（明治42年）、平安神社（明治45年）、平壤神社（大正2年）の5社もこの規則に基づき申請し創立許可（公認）された。したがって表2の「1916～20」年の「神社」の創立数12社には、この5社が含まれた数である。

神祠は、大正6年（1917）の「神祠に関する件」以降（例外として大正5年の男山八幡神祠・咸鏡

表2 「朝鮮」における道別・創立（許可）年代別、神社・神祠一覧

西 暦	咸鏡北道		咸鏡南道		平安北道		平安南道		黄 海 道		江 原 道		京 畿 道		神社	神祠	計
	神社	神祠	神社	神祠	神社	神祠	神社	神祠	神社	神祠	神社	神祠	神社	神祠			
1916～20	3	0	2	6	3	7	2	2	1	1	0	0	1	0	12	16	28
1921～25	1	2	0	1	0	6	0	0	1	2	0	1	0	0	2	12	14
1926～30	0	4	0	3	1	6	0	1	0	8	0	3	0	0	1	25	26
1931～36	0	4	0	7	0	10	0	8	0	9	0	2	0	0	0	40	40
1936～40	1	9	0	7	0	13	0	12	1	13	0	6	0	0	2	60	62
1941～44	2	8	4	3	1	33	0	7	1	128	0	2	0	1	8	182	190
合 計	7	27	6	27	5	75	2	30	4	161	0	14	1	1	25	335	360

※ この表作成にあたっては、「表1 朝鮮における道別・社格別神社一覧」と同じ資料によったが、注（5）と同様に佐藤弘毅提供のデータにより修正した。尚、厳密には朝鮮総督府による許可（認可）は「神社」の場合は「創立」、神祠の場合は「設立」という言葉が使われた。

南道三水郡がある）順次設立されているが、皇紀 2600 年（昭和 15 年）を迎え昭和 16 年（1941）から昭和 19 年（1944）の間に 182 社と急増している。

これらとは別に、皇紀 2600 年記念事業として、「神社」、神祠及び遥拝所等の造営が昭和 15～16 年度の事業として計画され、その内、神祠の造営として「朝鮮」関係では、朝鮮総督官衙で 3 社、咸鏡北道 1 社、咸鏡南道 4 社、平安北道 3 社、平安南道 10 社、黄海道 4 社の 25 社⁽⁷⁾があった。

旧朝鮮全体の祭神について、前掲、津田良樹他「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討——全羅南道、和順郡を中心に——」⁽⁸⁾は、

朝鮮に建てられた「神社」の祭神で最も多いのは天照大神（69 社）であり、ついで、明治天皇（18 社）、国魂大神（18 社）がこれに次ぐ。また、複数の祭神を持つ場合の組合せとして最も多いのは天照大神・国魂大神の組合せが 18 社と最も多く、天照大神・明治天皇の組合せが 16 社と続く。いずれにしても朝鮮の「神社」は天照大神、明治天皇、国魂大神の 3 神を中心としたものである。

と述べ、旧朝鮮の「神社」の特徴の一つとして、天照大神、明治天皇、国魂大神の多さを指摘する。

「朝鮮」地域に建てられた「神社」の場合もほぼ同様である。「朝鮮」地域に建てられた「神社」25 社中、祭神が判明しているのは 22 社で、天照大神 21 社、明治天皇 7 社、国魂大神 5 社、品陀別気命（誉田別尊含む）2 社、素盞鳴大神、天之子八根命、月読命、大物主命、崇徳天皇、江原道咸鏡南道咸鏡北道各管内の戦没者が各 1 社——である。組合せについては、天照大神と明治天皇の組合せが最も多く 7 社、次いで天照大神と国魂大神の組合せが 5 社、天照大神・明治天皇・国魂大神 1 社である。例えば樺太にある神社の祭神は多種多様で豊かであるが、旧朝鮮で天照大神・明治天皇・国魂大神を祀るのは日本人が絶対的少数者であるという異環境での統治施策と神祇施策のなせる業であったの⁽⁹⁾だろう。

3 神社関係者の旧朝鮮の終戦始末報告書について

敗戦後の昭和 20 年（1945）12 月 15 日のいわゆる「神道指令」によって、神社は国家管理から離れることを余儀なくされ、翌昭和 21 年 2 月 3 日、国家管理時代の殆どの神社を包括する宗教法人

「神社本庁」を設立して、戦後の非常時に対処することにした。神社本庁設立当初の課題は、占領軍の宗教行政の情報の伝達、各神社の宗教法人設立、境内地払い下げなど多岐にわたっていたが、いわゆる海外にあった神社の実情調査もその一つであった。⁽¹⁰⁾ 本庁設立直後、葦津珍彦は神社本庁に対し、海外神社の歴史及び終戦当時の状況などを調査すべき、と提言していた。当時、海外神社に奉仕した神職は約 800 人前後と推察されていたが、任地から徴兵され出征して戦死、又は行方不明、日本国内に帰還したものの居所不明などの理由で、約 100 人の所在しか判明しなかった。葦津珍彦の提言をも受けて、神社本庁は昭和 21 年 11 月、海外からの引揚神職に対し、文書で神社の創立および由緒の概要、終戦後の始末（終戦後の、特記すべき祭儀・其の他の事項、御神体御社殿の安否、神社財産の始末など）の報告を依頼した。これによる報告は、戦後の混乱時でもあり、80 件程度の情報しか収集されなかったが、『海外神社調査報告書』として纏められた。

サンフランシスコ講和条約の締結を受けて日本政府は、宗教団体の海外資産の実態調査を進めることになり、文部省宗務課は各宗教団体主管者宛に宗教団体の在外資産調査を依頼、これを受けて昭和 27 年 11 月、神社本庁は元海外神社神職宛に文部省が求めている報告内容を調査の上、改めて報告してほしい旨の依頼をした。この結果、合計 92 社の報告が寄せられ、文部省に提出した。この報告は、『海外神社資産調査報告』というものである。

さらに昭和 48 年 1 月には葦津珍彦が再び「中外日報」紙上で 2 回（「海外神社史の編纂」上下）にわたり、海外神社の実態などを調査研究すべきとの問題提起をおこない、8 月に海外神社終戦史資料調査をおこなったが、戦後 28 年を経過し、海外神社への関心は薄れ、情報は殆ど寄せられることはなかったようだ。神社本庁のこれら 3 回の調査内容は、ほぼ一貫しており、創立の様子、終戦時の不幸な後始末など、歴史と現状を調査するもので、学究的な意味合いはなかった。海外神社の顛末を正しく理解しようとする姿勢であった。

葦津珍彦が海外神社の調査資料収集を求めたのは、「海外神社といえば、侵略的帝国主義と短絡する論評が、大いに流行したが、その俗説には修正を要する点も少なくない。ここでその思想史を論ずる紙数はないが、海外神社に対する信仰者、神道人の思想には多様なものがあつたし黒一色で塗りつぶさるべきものではないと思う。その先人たちの信仰や理想は、多様であったが、現実の海外神社の社会的作用を見ると、それが日本人のみの精神的根拠にすぎなかった、との弱みは否定しがたいが（もっとも仏教やキリスト教等についても、日本人の建設した宗教施設の活動が、大同小異の弱みを共有していたのではあるまいかと思う）。それで海外神社の始末史は、すべてそのままに在外居留日本人社会史の一側面であり、日本人の進退とまったく切りはなせない。前記の本庁の海外神社始末報告書でも在外日本人社会史、とくにその敗戦から引揚げにいたる間の状況をよく知った上で読まないと、その事情や心情がわからない。私は、中国大陆、満州、樺太、台湾、朝鮮などの各地区の日本人社会史の終末史を、できるだけ相対照してみることになっているが、とくに満州（東北地区）のそれはまことに悲惨、痛恨禁じがたい記録で、読後に夜眠りがたいような思いをさせられた。⁽¹¹⁾」という意識からであった。

なお、神社本庁が収集した資料の内、第 1 回調査『海外神社調査報告書』は、森田芳夫著『朝鮮終戦の記録 米ソ両軍の進駐と日本人の引揚』の「第三章 終戦時の朝鮮 四 神宮・神社の昇神式举行」と「第七章 南朝鮮における日本軍・一般日本人の計画輸送 六 文化関係の処置 2 神宮・神

社」の主資料として「神社庁『海外神社調査報告資料』」の名称で掲載されている。さらに同書の「文献資料」の「5 未刊行の一般資料（かっこ内は執筆年月日）」欄に、「十一『神社庁「海外神社調査報告資料」（二十二年）』終戦後、神社庁が海外神社の責任者に報告を求めた。これに対して、京城・仁川・馬山・密陽・大邱・慶州・安東・浦項・順天・莞島・群山・全州・裡里・大場・金堤・新泰仁・南原・江原・長箭・平壤・鎮南浦・羅南・城津・恵山・咸興・元山・安辺・海州・兼二浦の各神社・神祠の報告がよせられた」と記述し、具体的な神社名を記すとともに、「朝鮮神宮権宮司竹島栄雄『朝鮮神宮終戦に伴う善後措置に関する報告』」を資料として掲げている。

これによって、森田芳夫は、神社本庁の『海外神社調査報告書』中、旧朝鮮関係引揚神職の報告書 29 社分を閲覧し許可を受けた上、神宮・神社の被害状況・霊代昇神などを記述したことになる。その旧朝鮮分 29 社分の中で、「朝鮮」地域部分は、神祠（江原道高城郡長箭邑）・平壤神社（平安南道平壤府）・鎮南浦神社（平安南道鎮南浦府）・羅南神社（咸鏡北道鏡城郡羅南邑）・城津神社（咸鏡北道城津郡城津邑）・恵山八幡神社（平安南道恵山郡恵山邑）・咸興神社（咸鏡南道咸興府）・元山神社（咸鏡南道元山府）・安邊神社（咸鏡南道安邊郡安邊邑）・海州神社（黄海道海州府）・兼二浦神社（黄海道黄州郡兼二浦邑）の 11 社である。

この『海外神社調査報告書』は、『神社本庁十年史』の「5 臺灣の神社」「6 樺太の神社」「7 朝鮮の神社」「8 關東州の神社」「9 南洋諸島の神社」「10 満州國の神社」「11 中華民國の神社」「12 その他の外地の神社」に活用され、また岡田米夫「神宮・神社創建史（第十五段階 海外神社の創建）」にも活用された（岡田米夫は昭和 21 年神社本庁設立とともに神社本庁に入り、昭和 51 年退職までの間に調査部長、教学研究室長を歴任している）。さらに、昭和 27 年の文部省の宗教団体の在外資産調査にもとづく『海外神社資産調査報告』は、佐藤弘毅「戦前の海外神社資産一覧——『宗教団体の在外資産調査』の報告書をもとに——」に転載されている。

神社関係者の旧朝鮮の神社に関する資料としては、この他に朝鮮神宮初代宮司高松四郎の『松廼舎遺稿——高松四郎遺文選——』や朝鮮神宮宮司として終戦を迎えた額賀大直の『杉廼舎歌集 補遺』、さらに終戦当時に朝鮮神宮の権宮司だった竹島栄雄による、朝鮮総督府祭務官だった高松忠清（朝鮮神宮初代宮司高松四郎の子息、大阪・住吉大社宮司）の追悼文「高松宮司のことども——主として朝鮮時代——」などがある。

このほかに神社関係者の旧朝鮮及び旧朝鮮にかかわる記事や論説などが神社界・神社本庁の機関紙である「神社新報」に掲載されている。

なお、旧朝鮮の神社研究史については、前掲、津田良樹他「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討——全羅南道、和順郡を中心に——」の第 1 章（中島三千男執筆）をご参考願いたい。

第 2 章 平壤神社・鎮南浦神社・開城神社とその跡地調査について

1 平壤神社とその跡地

平壤は古朝鮮・高句麗などの都としての長い歴史を有し、朝鮮最古の都とされている。朝鮮半島の西北部、北緯 39 度の大同江中流に位置し、現在は「朝鮮」の首都ピョンヤンとなっている。植民地期の平壤は西北朝鮮地方唯一の商工業都市として、平安南北道および黄海道の大半をその経済範囲と



図1 地図『平壤』（1万分1、大正4年（1915）測図） 地図上部に「平壤神社」と記され、社殿らしき図も記されている。

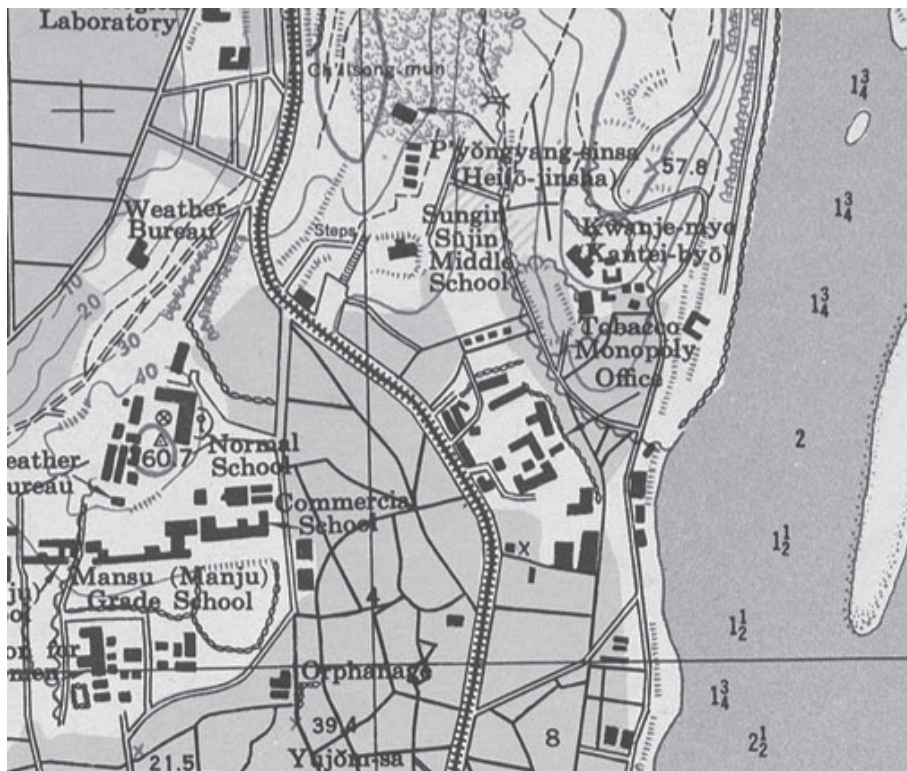


図2 地図“P'YONGYANG” (HEIJO)（米軍編、1946年、テキサス大学地図室蔵）
航空写真を基に編集されたようだが、日本の作成した地形図を参照しているため、それまでの日本の地図とよく似た内容となっている。地図の上部に石段様の記号や社殿らしきもの、さらに P'yongyang-sinsa (Heijō-jinsha) との注記がある。

していた。昭和5年(1930)当時の人口は151,425人、内日本人25,696人、朝鮮人124,823人、外国人946人⁽²²⁾で、京城に次ぐ大都市であった。光復後の朝鮮戦争(1950～53)時に米軍(国連軍)による空爆で都市は壊滅的に破壊されたが、戦後「朝鮮」政府は首都ピョンヤンの再建に努めた。

平壤神社は平安南道平壤府慶上町に鎮座していた。明治44年(1911)6月18日に在留邦人有志によって「平壤神宮奉賛会」が結成される。明治45年8月25日に地鎮祭、大正元年(1912)12月26日に上棟祭、大正2年1月1日に伊勢神宮からの分霊を奉り鎮座祭を行った。大正4年8月16日、神社寺院規則の制定発布にともない、創立申請し、大正5年5月4日に創立許可⁽²³⁾される。その後、社殿改築を図り、昭和9年(1934)4月起工、10年9月に竣工した。造営費用は当時の金額で10余万円、設計・施工は東京社寺工務所⁽²⁴⁾であった。昭和11年8月11日、道より神饌幣帛を供進される道供進社に指定される。さらに、昭和12年5月10日国魂大神を増祀、同年5月15日国幣小社に列格される。

鎮座地は牡丹峰(モランボン)と呼ばれる小高い丘の南端に12,493坪の境内地が位置している。この丘を南側から西側に回り込むように走る電車道から北に向かって参道が延びる(図1、図2参照)。両側に石燈籠を配した参道を入り、東側に社号標、西側に制札場を設けた第一鳥居をくぐると、踊り場を6箇所挟んだ長い石段が続き、小さな広場に至る。小さな広場を横切って、石段を登り、第三鳥居をくぐると大きな広場である。広場の東側には斎館・社務所、西側には参集殿(所)が建つ。参集殿(所)脇には裏参道が通じており、裏参道から祭器庫に至る道が分かれている。広場から玉垣鳥居(神門)⁽²⁵⁾に登る石段の西側脇に手水舎、玉垣鳥居をくぐると正面が中心社殿群である。正面に拝殿があり、その奥に中殿・幣殿・中門・祝詞舎が配され、最奥が本殿(神殿)である。また、本殿(神殿)西横には神庫⁽²⁶⁾が置かれる。以上は「平壤神社配置図」から読みとった神社の構成である(図3、図4参照)。

「社殿其ノ他工作物概要」⁽²⁷⁾や「平壤神社配置図」などから、主な社殿や工作物について概要を示せば以下の通りである。本殿(神殿)は3間に2間で6坪の神明造である。屋根は銅板葺で、棟に千木・勝男木を飾る。拝殿は28坪で、神明造の銅板葺であり、本殿(神殿)同様に、棟を千木・勝男木で飾っている。両棟間に建つ祝詞舎・中門や幣殿・中殿なども同様な神明造風の意匠である。一方、斎館・社務所は147坪ほどの大規模な瓦葺の建物であった(表3、図5、図6参照)。

1945年8月15日の夜、平壤神社は地元民の焼討ちに遭い社殿は焼失した。その後、神社跡地は牡丹峰劇場となったよう⁽²⁸⁾だ。現状を見ると、現在も路面電車が走る大通りから北に向かう、かつての参道が延びている(写真1参照)。石燈籠や鳥居などの痕跡はないが、6箇所の踊り場を挟んだ長い石段は改装されたようではあるが、今も残っている。石段を登りきると元の小さな広場であるが、この広場は元の大きな広場の方に拡大されたようで、現在大きな広場となっている。元の大きな広場の残存部分と元の玉垣鳥居から奥の社殿群までを含めた地域に巨大な牡丹峰劇場の建物が建てられているようだ(写真2参照)。「平壤神社配置図」と現状を示す航空写真(Google 航空写真など)を比較すれば以上の様子を裏付けることができる。

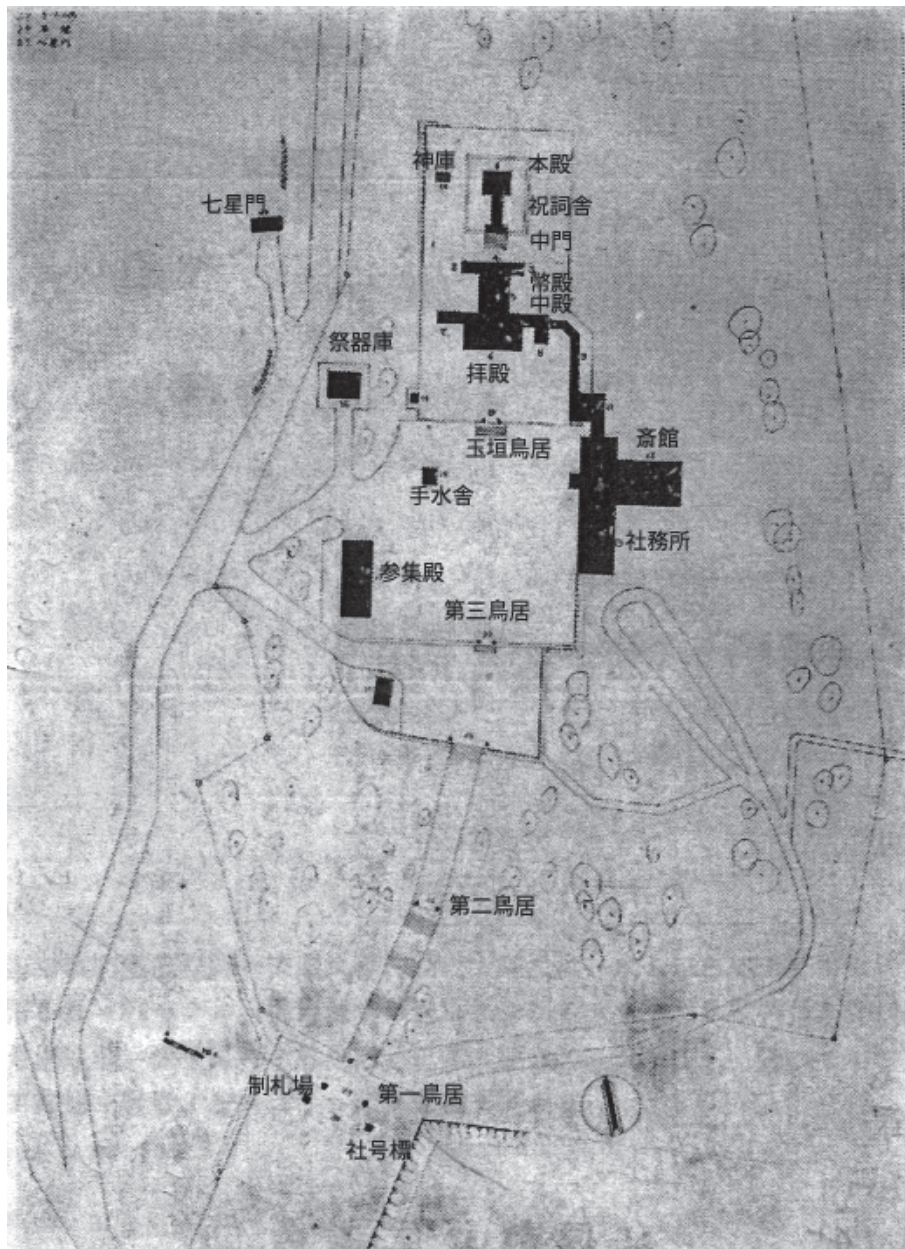


図3 平壤神社配置図（『朝鮮と建築』第21輯 第9号、昭和17年9月）

『朝鮮と建築』に収録されている平壤神社配置図に主な建物名などを書き加えた。なお、長い石段の第二鳥居から上の部分の石段および踊り場に記入漏れがあるようだ。

表 3 社殿其ノ他工作物概要（『朝鮮と建築』第 21 輯 第 9 號）

神 殿	6 坪	神明造	銅板葺	参集所	37 坪 33	同	天然スレート葺
祝詞舎中門	6 坪 52	同	同	神 門	8 坪	同	
幣 殿	13 坪 87	同	同	神門神玉垣	6 分	同	
仮神饌所	6 坪 85	同	同	神門玉垣	19 間 5 分	同	
衆 舎	6 坪 85	同	同	廻 廊	16 坪 47	廻廊造	
中 殿	12 坪	同	同	第一鳥居	高 36 尺 4 寸 真々 31 尺	神明造	
拝 殿	28 坪	同	同	第二鳥居	高 17 尺 真々 15 尺 3 寸	同	
神饌所	4 坪	同	同	第三鳥居	高 19 尺 5 寸 真々 16 尺	同	
東廻廊	6 坪 58	同	同	西参道鳥居	高 15 尺 3 寸 真々 13 尺 5 寸		花崗岩造
西廻廊	6 坪 58	同	同	牡丹台鳥居	高 17 尺 8 寸 真々 15 尺 6 寸		同
透塀瑞垣	57 間 3 分 5 厘	同	同	本殿後庭鳥居	高 12 尺 8 寸 真々 12 尺 3 寸		同
保食社社殿	3 合	同	亜鉛板葺	社務所前広場石玉垣	27 間		同
斎館社務所	146 坪 93	同	瓦葺	本殿後庭石玉垣	100 間		同
神符守札授與所	12 坪	同	天然スレート葺	燈 籠	2 対		石造
神 庫	1 坪 9 分	同	銅板葺				
手水舎	2 坪 25	同	同				
祭器庫	12 坪	同	瓦葺				

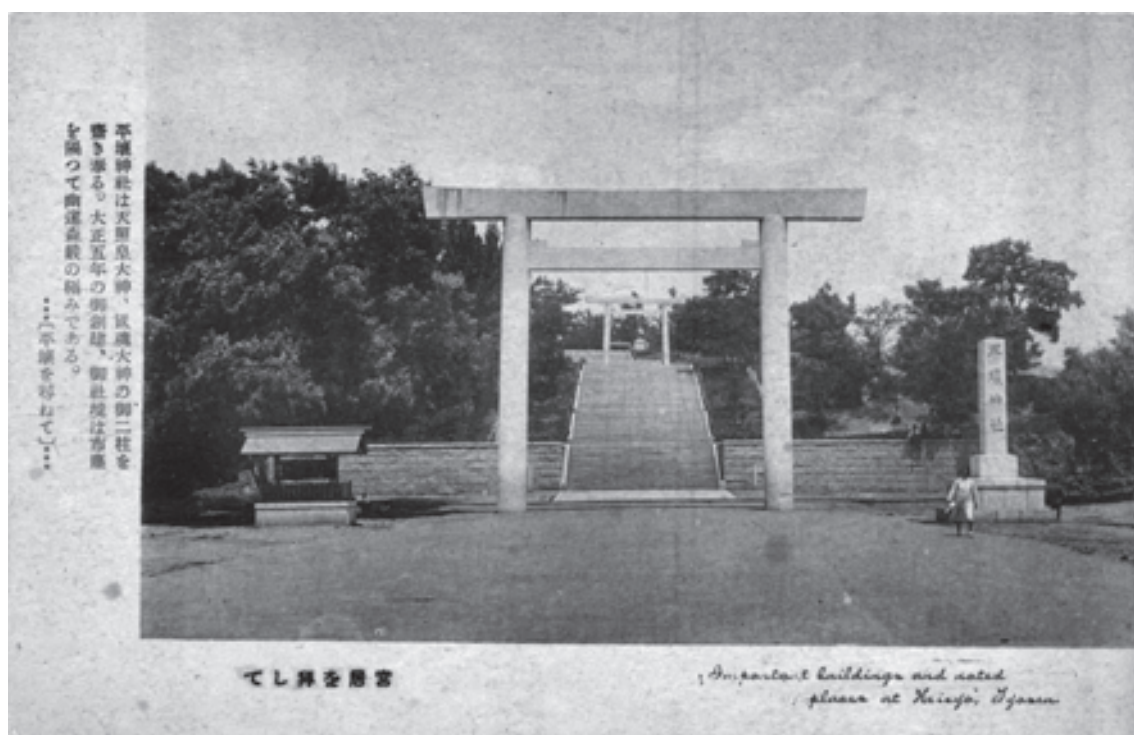


図 4 絵葉書（平壤神社）「宮居を拝して」（辻子実氏コレクション）

第一鳥居から長い石段中ほどにある第二鳥居を見る。第一鳥居の左右に制札場、社号標が確認できる。



図5 国幣小社平壤神社（『全国官国幣社写真帖』愛知県神職会、昭和12年9月）
正面の鳥居が玉垣鳥居で、その奥の大きな建物が拝殿である。左手前に手水舎が見える。



図6 平壤神社社殿側面全景（『朝鮮と建築』第21輯第9号、朝鮮建築会、昭和17年9月）
手前より拝殿、中殿、中門、神殿の屋根の連なりが見える。いずれも神明造風の意匠である。



写真 1 万寿台から見る牡丹峰劇場 撮影：津田良樹（2014. 9. 10）

手前的大通りには路面電車の上部が見えている。その先に旧参道、石段、そして広場があり、正面に牡丹峰劇場が見える。



写真 2 牡丹峰劇場 撮影：前田孝和（2014. 9. 10）

中心社殿跡地とその前の旧広場に覆いかぶさるように大きな劇場の建物が造られているようだ。

2 鎮南浦神社とその跡地

鎮南浦（現：南浦）は、平安道南部の大同江を河口から 26 km 遡った北岸の河港を中心とする工業都市で、北緯 38.7 度に位置する。明治 27 年（1894）の日清戦争で日本艦隊停泊地となるまでは一寒村であった。明治 30 年に開港され、平壤の外港として朝鮮北部最大の貿易港に急速に発展した。植民地期は精錬・ガラス工業・造船業などが発達し、漁業も盛んであった。

鎮南浦神社は明治 33 年（1900）中に、鎮南浦在住の居留民によって御慶事（5 月 10 日、皇太子嘉仁親王・後の大正天皇と九条節子の結婚）記念のため小祠を建て、天照大神を奉斎したのに始まる。以来、毎年そこで春秋の祭事を執り行っていたが、日露戦争が勃発した明治 37 年（1904）停泊地司令官榊原少将を始め官民有志による本格的な神社建立の議が起こり、同年 11 月 17 日に太神宮として、本殿の上棟を行い、12 月 22 日遷座式を行った。本殿は 9 尺四方の神明造で、伊勢から良材を取り寄せ工匠を招聘して造営された。棟梁は田中佐兵衛・矢野浅吉等であった。大正元年（1912）10 月、社務所を建設し、大正 3 年 2 月に本殿・拝殿を新たに造営し、境内を拡張した。大正 4 年 8 月 16 日、神社寺院規則の制定発布にともない神社創立を出願して、大正 5 年 10 月に創立認可を得て、鎮南浦神社と改称された。大正 7 年本殿屋根葺替・参道および石段を改築して境内を修築する。⁽²⁹⁾昭和 11 年（1936）8 月 11 日、鎮南浦府より神饌幣帛を供進される府供進神社に指定される。⁽³⁰⁾「朝鮮ニ於ケル官国幣社以外の神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件ヲ定ム」の添付資料によると本殿が 4.5 坪、拝殿が 15 坪、社務所が 20.86 坪、境内地 10,428 坪とあり、大正 3 年に造営、境内を拡張した結果の規模がわかる。昭和 11 年時点では「目下御造営の計画進行中である」とされているが、この計画が実施されたかどうかは不明である。しかし、以降の『京城日報』の記事を通覧する限り、鎮南浦神社造営の記事はなく、実施に至らなかったのではないと思われる。⁽³¹⁾⁽³²⁾

植民地時代の古写真などから、当時の神社の様相をみると（図 9 参照）、社殿に至る 10 段ほどの石段、その奥に建つ拝殿、石段前の左右に一對の燈籠および狛犬などが確認できる。拝殿は入母屋造の平入で屋根の正面を千鳥破風で飾り、さらに軒唐破風の向拝を付けている。縁には高欄を巡らし、正面 3 間の各柱間には上半分が格子戸（下半分は板張り）の引き違いになっている。向拝水引虹梁の中央には墓股がのり、木鼻は彫り物になっているようだ。そのように拝殿は純然たる日本建築風の造りであるように見える。本殿は、明治 37 年当時は 9 尺四方の神明造の本殿であったようだが、大正 3 年新造後（4.5 坪）の様子はわからない。



図7 地図『鎮南浦』(1万分1、大正4年(1915)測図)

左寄りのなかほどの太神宮山の中腹に「太神宮」と記入され、社殿らしいものが示されている。また、左下端部および中央上端部にそれぞれ「稲荷神社」がある。



図8 地図“CHINNAMP'O”(米軍編、1946年、テキサス大学地図室蔵)

左寄りの上部に鳥居印があり、Taesin-gung (Daijin-gu) と注記される。



図9 絵葉書「朝鮮鎮南浦太神宮」(磯村井筒屋発行)
日本建築そのままといっているような拝殿が大きく
写り、背後にわずかに本殿が見える。



写真3 拝殿跡に建つ「学生少年会館」

撮影：津田良樹（2014.9.15）

石段は、古写真と比較すると幅が広がっているほか、細部の様相などに変化があるようであるが、位置などは変わっていないようだ。



写真4 元参道につながる長い石段

撮影：津田良樹（2014.9.15）

神社時代の雰囲気をよく残しているようだ。奥に「学生少年会館」の建物が見える。

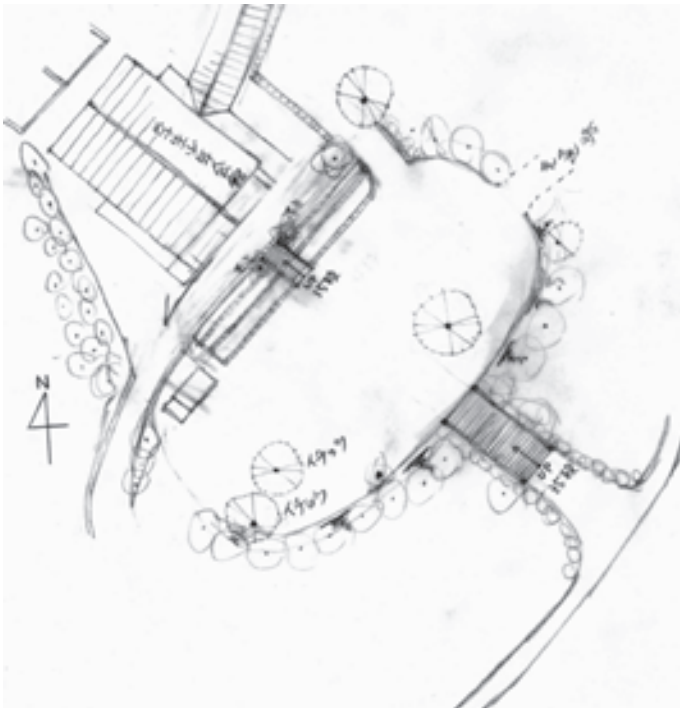


図10 鎮南浦神社跡地の現状（現地において作成したスケッチ：津田良樹）

35段の一の石段、広場、15段の二の石段、元社殿の壇という地形は、かつての神社時代の趣を残している。広場南西側に公園が広がっている。一方、広場の北東側斜面にも元通路があったという。

社殿等は、光復後も破壊されることなく存続されていたが、朝鮮戦争さなかの1951年5月6日に米軍（国連軍）の空爆によって焼失・破壊されたという。⁽³³⁾『鎮南浦府史』（393～394頁）に「神社境内は大正公園の一部であつて市街の西北に位置し楓井山の南麓にあり（中略）南は市街を俯瞰して遙かに大同江を望み北は翠松翁鬱たる丘陵を背ひ土地高燥幽麗である」とあるように、現在の跡地も楓井山（太神宮山）の南麓の公園に連なる高台にあって、市街を見渡すことができる。跡地は学生少年会館となっている。北西方向に向って登る35段の長い「一の石段」が残っている（写真4）。「一の石段」を登ると広い広場となっており、広場からさらに正面15段の短い「二の石段」を登ると元社殿があったであろう壇に至る。現在、壇上にはいっばいに切妻造の大きな建物が妻を見せて建っている（写真3）。これが学生少年会館の建物で、広場はその運動場としてバスケットボールやバレーボールのコートとして使用されている。社殿等の神社時代の建築物は全く残っていないが、一の石段、広場、二の石段、社殿の壇という構成が地形としてはよく面影を残しているといえよう（図10参照）。

また、広場西南隅に2個のコンクリートの塊が転がっている。その一つの表面にはうっすらと「鎮南浦神社」の刻銘が確認できる。このコンクリートの塊は4～5年前に「二の石段」下のバレーボールコートあたりから掘り出されたものだという。形状や掘り出された場所からみて、燈籠の竿の部分あるいは社号標ではないかと思われる。そのほか、隣接する公園の随所に石燈籠の部位や鳥居の断片らしき石造の神社時代の遺物が転がっているのが確認できる。

なお、『鎮南浦』大正4年（1915）測図（図7）によると、鎮南浦神社（太神宮）の北東側500mほどと南西側500mほどにそれぞれ稻荷神社との記入がある。これらの神社跡地の確認はできなかったが、ふたつの稲荷神社はそれぞれ、『鎮南浦府史』にいう大神宮山稲荷神社および加徳稲荷神社・加徳金刀比羅神社ではないかと思われる。⁽³⁴⁾『鎮南浦府史』（392頁）には「境内に三の末社がある」とされているが、飛び地の境内地がそれぞれにあったと考えれば無理はない。

3 開城神社とその跡地

開城は、北緯38度にあり、韓国との軍事休戦ラインに接する開城地区に位置する。高麗朝には460年余にわたる王都であり、その後も商業の中心として栄えた古都である。『日本地理体系』第12巻⁽³⁵⁾によると、開城人は開城商人として全朝鮮半島に行商し、金融に商業組織にその活動めざましく、「開城簿記」という名称によってもその一端をうかがうことができるとされている。



図 11 地図「開城」(『日本地理体系・朝鮮篇』改造社、昭和5年9月)
地図中央部の「南大門」を東に、楓橋を渡るとすぐ北側に幅広の参道があり、子男山の中腹まで登ると社殿らしきものが描かれ、「太神宮」と注記されている。



図 12 現在の地図「開城市中心部」(『朝鮮観光地図帖』朝鮮国際旅行社、1995年)
「青年通り」を南大門右(東)で北に上る道が開城神社へのかつての参道で描かれていないが金日成主席の銅像に至る。反対に「青年通り」から南に延びる「統一通り」は戦後に造られた道路である。

戦前期の地図（図 11）をみると開城市は南大門を起点に東西南北に十字に交わる幹線道路が街の骨格をなしていたことがわかる。幹線道路によって 4 つに分けられた北西地域には郡庁・学校・郵便局・市場などの公共施設が集まっている。北東地域は子男山があり、山の裾野に由緒ある崧陽書院・善竹橋などがある。南側の東と西の地域は住宅地が広がっていたようだ。南大門から東西に貫く幹線道路を東に向かうと楓橋が架かっており、橋を渡るとすぐ左（北）に子男山に登る道がある。これが太神宮への参道である。参道の下方部分は直線的な幅広であるが、上方は幅が狭くなっているが直線的な男坂と湾曲した緩やかな女坂に分かれていたようだ。掲載はしていないが大正 5 年（1916）の地図⁽³⁶⁾中には注記などはないが、この昭和 5 年の地図には「太神宮」と明記され、社殿らしきものが示されている。住所も番地までは不明だが池町であることが確認できる。

開城神社は、御大典（大正天皇の即位）を記念して大正 3 年（1914）開城府池町⁽³⁷⁾188 に天照大神が奉祀されたことにはじまる。大正 5 年 2 月 2 日には朝鮮総督府から創立許可を受け、神殿・拝殿・社務所を造営し、開城神社と改称し開城府の総氏神となる⁽³⁸⁾。昭和 11 年（1936）8 月 11 日には、府供進社に指定される⁽³⁹⁾。昭和 11 年当時の社殿等の規模は本殿が 1.5 坪、拝殿が 15 坪、神饌所が 5.52 坪、社務所が 12.5 坪で、境内地は 10,149.6 坪である⁽⁴⁰⁾。『大陸神社大観』には「紀元二千六百年を記念して目下造営中である⁽⁴¹⁾」とされている。詳細は不明だが昭和 15 年の紀元二千六百年を目処に充実がはかられたようである。

現状を示す航空写真と古地図とを南大門を基準にして比べてみると、新旧の様相がよくわかる。かつての本殿位置あたりに、現在では金日成主席の銅像が立っている。南大門の東寄りのかつての幅広の直線的な参道はそのまま残り、さらに上方に幅を広げ直線的に銅像に至る道としている。一方、南大門から延びる幹線道路（現在の「青年通り」）を横切って、かつての参道からさらに南に幅広の「統一通り」が整備されている。いずれにせよ、かつての開城神社は、現在主席銅像が立つ子男山の中腹に社殿が建ち、その前にまっすぐ延びた参道が幹線道路にまで至っていたことは間違いない（図 12、写真 5 参照）。



図 13 開城人參神祠（『恩頼』、朝鮮神宮奉賛会、昭和 12 年）

開城神社に関する古写真等のビジュアルな資料は管見によれば見つかっておらず神社時代の社殿などの具体的様相は知ることはできない。なお、『大陸神社大観』や『恩頼』⁽⁴²⁾に収録されている「開城人參神祠」（図 13 参照）は開城神社とは別の神祠であるようだ。

跡地の現状は巨大な金日成主席像が立ち（図 14 参照）、神社の遺構・遺物ともに全く見当たらない。改変されているとはいえ、石段や踊り場からなる地形や青年通りから山頂に向かう旧参道あたりにはかつての面影を残しているようである。

○小括：

戦前期には旧朝鮮第二の都市であり、戦後は朝鮮民主主義人民共和国の首都として発達した平壤（ピョンヤン）における平壤神社跡地は、光復直後の1946年に牡丹峰劇場が建てられた。今日ある、巨大な牡丹峰劇場の建物はかつての本殿・拝殿などが建っていた壇だけでなく、その前方にあった広場までを含めて覆いかぶさるように建っている。広場に至る石段・踊り場など地形的骨格は神社時代の様相を残しているものの、遺物などは見当たらず、大きく改変されている。



写真5 開城神社跡地である子男山中腹より南を見る 撮影：津田良樹（2014.9.12）
背後に金日成主席の銅像が建つ。中央の通りの右側にある瓦屋根の建物と左側の高層ビルの間を「青年通り」が走っており、そこまでが、神社時代の参道である。「青年通り」から先に延びる直線道路は戦後に造られた「統一通り」である。



図14 「金日成銅像、開城の金箔銅像広場を清掃する少女たち」（アンドリュース・C・ナム、『目でみる5000年 韓国の歴史』ハンリム出版社、1995年）
上記本に収録された写真。ほぼ銅像位置に開城神社の社殿が建っていたと判断される。幅広の石段は戦後に整備されたものであろう。

38度線上に位置する古都であり、比較的開けた都市である開城における開城神社跡地は、巨大な金日成主席像が建てられた聖地と化している。ここでも地形的骨格は残しているものの、大きく改変されている。一方、工業都市ではあるが、田舎町の風情がたゞよう南浦における鎮南浦神社跡地は、社殿や鳥居などの施設はないものの、石段や広場の連なりで構成される境内地の面影をよく残している。これらの例からみると、開発・開放がより進んだ地域においては神社跡地が劇場や金日成主席像立地場所など晴れの場所へと造り替えられている。一方、比較的開発・開放が緩やかな地域に立地する場合は、地形などに大きく手を加えることなく、学生少年会館のような施設に転用されているようである。他の「朝鮮」地域における神社跡地も開発・開放が進んでいない地域においては、地形を変更するまでの破壊は行われず、神社時代の遺構が残されている可能性があるのではないかと想像される。

なお、「はじめに」で述べた如く、この開城神社跡地は、我々が帰国した後の調査で、金日成主席の銅像が建てられていた場所であるということが判明したものである。

次章で詳述するように、開城においては二人の方から聞き取りを行ったが、その二人の方も、また開城市人民委員会や「対文協」の方も、開城神社跡地については、不明だと主張された。我々としては、その方たちは、当然知っているはずなのに、何故隠されたのか、金日成主席の銅像の建立（聖地）と関係があるのか、検討を深める必要がある。

第3章 神社参拝等の体験者からの聞き取り

旧朝鮮における日本の植民地支配について、神社参拝の強制等を中心に、開城市で2名、平壤市で3名の体験者から聞き取りを行った。この他に、9月10日の金日成総合大学と朝鮮社会科学院の歴史系研究者との懇談では、両機関の各1名が神社参拝等の体験者として語ってくれたが、この懇談は次章で報告する。また9月15日の南浦市人民委員会外事事業局長、同市文化処課長らとの懇談では、文化処課長から、鎮南浦神社の創立や、当時の写真を回覧しながらの神社参拝の強制、石川益次『興亜の一翼 伸びゆく鎮南浦』（鎮南浦商工会議所、1940年発行）をもとに、1939年における鎮南浦から日本へ持ち出した物資等の説明、朝鮮戦争における1951年5月6日の米軍空爆で焼かれるまで鎮南浦神社が存続したことなどの話があった。これについては、懇談後の課長らの案内による鎮南浦神社跡地調査を含めて、前章で報告した通りである。

以下に、開城市及び平壤市での聞き取りについて、紙幅の関係で内容を抄出して報告する。なお、聞き取りの設定や通訳は「対文協」が行った。

1. 開城市での聞き取り 9月11日（木）15：15～17：00 於：開城民俗旅館

(1) 話者 K（83歳・女性）、S（80歳・女性）

(2) 立会者 開城市人民委員会外事事業局長、同課長、開城市文化処課長、同課員

「対文協」：李河進氏（通訳）、金革俊氏

(3) 内容（抄出）

S 私は望月小学校に通っていた。運動場に小さな神社があり、前を通る時は45度で拝礼をさせら

れた。男の子が（拝礼をしないで）通り過ぎると、ずんぐり小太りな日本人の教務主任は、椅子を持ち上げて立たせる罰を与えた。行事をやる度に拝礼させられた。

K 家に神棚があり、毎朝あいさつして登校した。神社に参拝しなければ、罰があった。遠足でも、神社の前ではあいさつするよう言われた。

S （1945年の）解放時には小学校3年生でした。

K 解放時には12歳でした。

質問 奉安殿の中に何が入っていたか覚えていませんか。

S 奉安殿は覚えていない。

K 私の小学校にはなかった。

S 思い出した。「奉安殿」（「 」内は日本語、以下同じ）と言ったと思う。講堂で御真影を拝んだ。頭を下げて丁寧にやれと言われた。「天皇陛下」と言って起立して、あいさつを途中でやめると、先生から「ちゃんとやれ」と怒られた。また、儀式の度に校長は白い手袋で丁寧に教育勅語を出してきて、読みあげました。「朕惟うに、我が皇祖皇宗……」（日本語で勅語を口ずさんだ）。

局長 （突然立ち上がって語気強く）天皇陛下という言葉は避けてほしい。調査は単なる学術対象ではいけない。このような日本側の態度には良心がない。気に入らない。自尊心を傷つけられる。（怒り、Sに何やら話す）。

S 日本の支配が、朝鮮民族の精神を悪辣に奪ったことを思えば、当時を思い出すと恥ずかしい思いがする。再びあってはならない。こんなことは子供にも言えなかった。

K 私も全く同じ気持ちです。

S 神社は、解放後すぐに壊されたと聞いています。

（4）コメント

懇談は、最初に対外事業局長から開城市の概要の説明があり、次に開城市文化処課長から市域の神社を中心とする文献や写真資料を回覧しながら（撮影できなかった）、神社の強制参拝等の話があった。話者Sは、話しているうちに往時の記憶が甦り、日本語で「天皇陛下」と言い、教育勅語の最初の部分もそらんじた。小学校3年生までの記憶が甦って語るSの表情は明るく、その事に我々は驚いた。しかし、局長がすぐに立ち上がって激怒し、Sは堅い表情になった。今回の聞き取りの特徴が如実にあらわれたできごとであったといえよう。

Sが通った望月小学校には、神社（拝礼所）と奉安殿があったことが聞き取りでわかった。文化処課長が回覧した卒業アルバムの写真によると、神社（拝礼所）は運動場の校舎側にあり、木造で社殿のような建物であった。奉安殿は校舎裏の講堂前にあり、コンクリート造と思われる方形の建物で、上部に紙垂^{しで}を付けた注連縄をめぐらせていた。神社（拝礼所）は、朝鮮総督府が発した昭和10年（1935）5月の文書で「学校ノ校庭又ハ実習地等ニ……祠宇ヲ設ケテ神祇ヲ奉斎」する場合は「神社



写真6 聞き取り終了後、開城民俗旅館にて 撮影：金革俊氏（2014.9.11）

建築ノ様式」にせよと命じた祠宇、または同年9月の「校内清浄ノ地ヲトシテ大麻ノ奉祀殿ヲ設クル」ことを指示した大麻奉祀殿に相当するものと思われる。なお、大麻奉祀殿も神社建築の様式であったようである（樋浦郷子『神社・学校・植民地——逆機能する朝鮮支配』208～213頁、京都大学学術出版会、2013年）。懇談後、局長や文化処課長らの案内で、旧望月小学校を訪ねた。現校舍は1950年代に再建したもので、拝礼所と奉安殿の跡地を確認することができた。

2. 平壤市での聞き取り 9月13日（土）14：30～16：00 於：高麗ホテル

(1) 話者 A（85歳・男性）、R（85歳・男性）、S（81歳・男性）

(2) 立会者 「対文協」：李河進氏、金明日氏（通訳）

(3) 内容（抄出）

A（メモを読みあげるように）日本は、同祖同根・内鮮一体・皇国臣民化を掲げ、あらゆる手段で朝鮮人民を動員しました。1944年に国民学校4年生で、少年徴用にひっかかりました。

学校に登校すると、生徒を集めて東に向かい、宮城遥拝をさせました。宮城に向かって礼をして拝むことです。先生は「天皇陛下にたてまつり、最敬礼」と言いました。

当時、私は江原道鉄原郡東松面観雨里に

いました。国民学校の裏と、郡警察の裏に神社がありました。記念日や祝日に神社へ行き参拝しました。1944年から、朝鮮人の各家庭に神棚が設けられ、朝夕拝みました。神棚を開くと、「あまてらすおおみかみ（天照大神）」と書いてありました。国民学校に通っていた時、先生は、日本は神の国と教えました。絵本には、天照大神が雲の上に居て、剣で搔き、日本も朝鮮もつくった、とあったのが今でも思い出されます。

少年徴用にかかった14～15歳の少年を、トラックに乗せて工場にぶち込みました。強制的に連行され徴用されましたが、ここではその話は避けます。

神社といえば、靖国神社が東京にあることを教えられました。ソウルに朝鮮神宮があり、道・郡・市に神社があり、家庭に神棚がありました。正午にサイレンが鳴ると、歩いている人は立ち止まり、寝ている人は起き上がって、頭を下げなければなりません。

日本名に変えさせられました。学校では日本語だけ使わされ、朝鮮語を使うと厳罰があり、追いつめられることもありました。学校は初め普通学校で、後に国民学校と改められました。皇国民の誓い（*皇国臣民ノ誓詞）を暗誦させられました。「我等は皇国臣民なり」と叫ばせました。徴用工場にも神棚がありました。学校では、「君が代は千代に八千代に」を強制的に歌わされました。精神的圧迫や被害を受けました。少年を肉体的にも酷使しました。

日本は、はかりしれない被害を与えたことを謙虚に受けとめなければなりません。歪曲してはならない。解決には賠償しかない。過去を清算し、朝日関係が改善されることを期待しています。



写真7 高麗ホテルにて、右よりS氏・A氏・R氏
撮影：稲宮康人（2014.9.13）

R 創氏改名をさせられ、その名札（2.5 cm、3.0 cm）を付けないと学校に行けず、店にも入れなかった。神社は、小高い丘の上にあった。木が茂り厳かな感じがした。入口に門（*鳥居か）があり、入ると日本式の建物があった。日本の服装を着た男性が居たことが記憶に残っている。

皇国臣民の誓いについては、13歳の時に中学に入り、同化教育が厳しく、天皇の写真に一礼した後、皇国臣民の誓いを暗誦し、その後授業があった。誓いを言わなければ駅の切符も買えなかった。切符を買う行列で、後ろの人も暗誦しながら並んでいたことを記憶している。

両国の歴史を知り、歴史を清算して仲良くやっていきたいと思っています。

S お二人のお話は誰でも受けたことなので、あまり言及しないことにします。私は、黄海道遂安郡遂安面の国民学校に通いましたが、お金がなくて3年生でやめました。住んでいたところは山奥で、嫁に来る人もいないようなところで、そういうところまで神社を造りました。一般の人は、その前を通る時、両手を合わせて拝んでいたことを覚えています。

神社前広場で学校単位で参拝し、生徒は列に並んで、警察も並んでいた時、おならをした生徒がおり、クスクスと生徒は笑いました。警察の列の一番前にいた署長が、「このやろー」と叫び、日本刀を抜いて振り上げて私の前の生徒の頭を殴りつけた。日本刀となると拒否感があり、大和魂がこもっているといわれていた。打たれた生徒はその場で倒れ、頭から血が出ていた。怖かった。皆頭を抱えて震え上がった。その生徒は、その後退学させられた。

創氏改名をさせられ、名札を付けさせられた。当時の校長や郵便局長は皆日本人だった。子供のなかにも係がいて、朝鮮語を話す子供を先生に知らせた。ある子供が捕まると、（先生は）「このやろー」「朝鮮人のくせに」と言い、柔道で首を絞め、腰技で投げ、起き上がらないとまた投げて、黒板に叩きつけた。黒板が落ち、生徒は足が不自由になった。椅子を3時間も持ち上げさせたり、机に手を出させて棒で叩いたり、便所掃除をさせるなど、いろいろな体罰があった。

言うのと切りが無い。こういった恨みを日本人に伝え、過去を清算して仲良くなることを期待しています。

質問 終戦後の神社についてのご記憶はありますか。

S 記憶にありません。

A 江原道の大きな神社では、つるはしで神社を壊した。天照大神の名や弓などがころがっていた。

R 直後の記憶はありません。

質問 学校には特別な場所があったのでしょうか。

A 学校で何かある時、校長が恭しく奉って「朕惟うに、我が皇祖皇宗」と言っていたのを思い出す。

質問 奉安殿はありませんでしたか。

A 校長室にあったのが、それかもしれません。

R 教室の前には宮城の写真があり、それに向かって拝礼をしました。

A 「昭和天皇」の時代でした。

質問 厳かな儀式の他に、神社の祭りなどでの楽しかった記憶はありますか。

S 私は山奥に住んでいたのも、そういう思い出はありませんでした。

A そういう記憶はなく、厳かなもののみでした。

質問 頭を打たれたというのは、どのように。

S 刀を抜いて、多分峰打ちだろうと思います。朝鮮人にとって、日本刀は恐ろしいものでした。

質問 儀式に出席していた日本人はどのような人たちですか。

S 警察署長・郵便局長などの要職はすべて日本人でした。

A 日本人の居住区域がありました。

質問 当時の教員はどのような人たちですか。

R 私の学校は日本人が3~4人、中学校ではもっと多かった。教練は軍人が来ていた。伍長と呼んでいた。

A 私の学校は、朝鮮人5~6人で、他は日本人でした。教員は30人くらいでした。

質問 神社に何回くらい参拝しましたか。

S 1カ月に2~3回、参拝の時に餅をもらった記憶がある。正月に餅を撒いた。お腹を減らしていたので、餅を拾った。

R 正月や天長節など記念日には必ず参拝しました。

質問 正月の参拝の記憶はありますか。

S 記憶は確かではありませんが、餅をもらったように思う。

A 思い出しました、それは正月です。盆に餅を載せて投げ、子供たちは拾って食べました。天長節かもしれないが、神主がばら撒きました。

質問 神主とどんな会話をしたことがありますか。

A あまりに恐れ多くて、話もできなかった。

質問 神主を何と呼んでいましたか。

A 鬼神、「キシン」と呼んでいました。化け物のような意味です。参拝しながらも、子供同士で「化け物め」、と言っていました。

質問 神社についてお聞かせください。

A 警察の裏の神社は、100 m 程の小高い丘の上に 50 m×50 m 程の広さで神社がありました。高さ 4~5 m 程の屋根は木で葺かれていました。門（*鳥居か）はなかった。

A（R が鳥居を図示すると）入口にそういえばあった。

R 木でつくっていた。

(4) コメント

話者 A は、強制連行等の体験の語りで「対文協」の李河進研究員と旧知の関係であったという。

A は、「告発」と朝鮮語で題したノートを持参し、メモを見ながら話していた。

話者の出生地や学校、神社の位置などは、「対文協」が聞き取り後にメモを渡してくれた。それによると、A は江原道鉄原郡東松面観雨里の出生、同郡鉄原邑四要里の小学校に通った。学校と警察署間の距離は 500 m 程、自宅から学校までは 4 km 程であったという。R は、慶尚北道慶州郡内東面普門里の出生、その後ソウル市鍾路区イニ洞に転居、ソウル市の小学校に通い、中学校は私立でソウル市鍾路区桂洞(カ)にあった。学校と神社間の距離は 30~40 分程度だったという。S は、黄海道遂安郡遂安邑石橋里の出生、遂安邑倉後里の小学校に通った。自宅から学校までは 2 km 程、学校から神社までは 20~30 分程度であったという。

神社参拝や創氏改名、日本語の強制などの語りがあった。神社前で整列中におならをした子供に対

して、警察署長が日本刀を抜いて頭を叩いたことや、朝鮮語を使った子供を教師が投げ飛ばしたことなどは、差別を根底とした皇民化政策が学校に及んだ凄惨な事例として注目すべきことであろう。また神職を「鬼神」と呼んで化け物のように捉えていたことも、神社政策が朝鮮の民衆から離反していた実態の一端を示すものといえよう。

○小括：

今回の聞き取りは、調査団が提出した調査希望項目には、「可能であれば」と我々としては多分でないであろうという前提のもとに入れたものであった。それに積極的に対応したのは「対文協」であった。李河進研究員は我々が第一の目的とした神社の跡地調査には意味がないと語った。また、神社の学術調査を受けいれるのは初めてで、対応に苦心したという。帝国主義日本の植民地支配を神社の強制参拝を中心に話者に語ってもらうことで、「朝鮮」として調査受けいれの意義を見出そうとした、ということであろう。

このことから、今回の聞き取りは通常のスタイルとは大きく異なるものであった。まず、調査団は現地入りしてから日程と調査個所・内容を「対文協」から示されたため、また、先に述べたような予断もあったため、聞き取りに必要なテープレコーダー等を誰も用意していなかった（もっとも、持参しても許可されたかどうか不明であるが）。聞き取り内容は、帰国後に団員が集まって各自のメモを照合したものである。

次に、話者は「対文協」が準備し、人民委員会や「対文協」が立ち会い、「対文協」が通訳する形で行われたことである。そのため、開城市で話者の発言内容に立会者の人民委員会外事事業局長が激怒することで示されたように、話者の自由な発言を聞き取れる状況ではなかったということである。

聞き取りの内容に関して注目すべきことは、まず第一に、開城市の場合は旧望月小学校を訪ねる前に、その出身者である話者の語りや市文化処課長の解説を、南浦市の場合は鎮南浦神社を調査する前に市文化処課長の解説を聞くことができ、理解が深まった。準備した「対文協」の配慮に感謝したい。第二に、開城市の話者 S や平壤市の話者 A の聞き取りで、思い出したように日本語が飛び出したことに、立会者の困惑が見て取れた。戦後 69 年経ち、その間に日朝両国の交流がほとんどないなかで甦った記憶からは、小学生に叩き込んだ罰則をとまなう日本語教育、皇民化政策の激しさを垣間見ることができた。第三に、その日本語教育や神社参拝の体験談からうかがえることは、朝鮮人への差別を根底とした峻烈な教育の徹底であり、当時の小学生にとって神主は「鬼神」と化け物呼ばわりされる程に、親しまれる存在ではなかった。皇民化政策が子供の目線からも定着していない様子をうかがうことができた。第四に、神社は学校の裏山など比較的学校の近くの高台にあり、週 1 回及び祝日や記念日などに集団参拝をしたことが語られた。神社が都市や村落の中心地から見上げる高台に立地する事例を、今回の「朝鮮」調査で確認することができたが、皇民化政策の拠点としての神社と小学校は、その立地においても有機的に結びついていた実態をうかがうことができた。

今回の聞き取りに応じてくださった話者の皆様、及びその準備に奔走し設定してくださった「対文協」の日本局長以下スタッフの皆様、開城市人民委員会や南浦市人民委員会の関係者の皆様に、深甚なる謝意を表します。

第4章 朝鮮社会科学院および金日成総合大学の歴史系研究者との座談会について

日時：9月10日（水）14：30～17：00

場所：平壤市 高麗ホテル

朝鮮側出席者：金日成総合大学 金炳喆氏（歴史系講座長）

金日成総合大学 田景松氏

金日成総合大学 李昌国氏（神社参拝体験者）

朝鮮社会科学院 朴英海氏（神社参拝体験者）

朝鮮社会科学院 徐正豪氏

通訳：「対文協」李河進氏 金革俊氏

以下は、「対文協」の調整により本調査最初の予定として設けられた、「朝鮮」における最高水準の研究機関たる、金日成総合大学および朝鮮社会科学院（以下「両機関」）の研究者とわれわれ調査団との座談会に関する報告である。

「朝鮮」は、指導政党の目的に沿った国内秩序の維持と防衛を最重要目的として、国民に対し厳格な思想・情報統制を実施しており、さらにその統制の成果としての「一心団結」を内外に誇示している。このような社会における人文・社会科学研究のあり方は、日本のそれとは極めて異なっており、我々には理解し難い要素もあることが、当然ながら予想された。そこでまず、今日の「朝鮮」において総督府下の神社の歴史がどのような関心の下に、どのように解釈されているのか、研究等が行われているとすればその程度・規模等はどのようなものであるか、を直接知ることを目的として、本座談会に臨んだ。

座談会では、中島訪問団長による趣旨説明と日本側からの関係研究文献進呈の後、社会、制度、経済等の各側面から朝鮮側の基調報告が行われた。この報告の前後に、神社参拝を体験・目撃された年配の研究者も両機関より一名ずつ、自身の証言をも交えコメントされた。その後さらに意見交換・議論へと進んで、中島団長による謝辞を以て終了した。以下に、手控えに基づいてその内容を抄出する。

○「朝鮮」側の基調報告および体験談：

朴英海：私の経験について

子供の頃、全羅北道全州に住んでいたが、日本人が建てたあまり大きくない神社があった。天長節・紀元節などには、4 km も離れた神社へ、小学生が神社参拝をさせられた。

家ごとにまた学校にも神棚が設けられ、天照大神を祀るものが入っていた。中を開けてみたことがあるが、お箸のようなものが入れられていた。学校の奉安殿というものは記憶していない。



写真8 懇談終了後、高麗ホテルにて 撮影：ホテル側
(2014.9.10)

金炳喆：皇民化と神社参拝について

皇民化は1930年代より本格化した。スローガンとしては1920年代、李王家と日本皇族の成婚の頃より「内鮮一体」が掲げられている。「田中上奏文」にも兵站としての朝鮮の重要性が記されているが、実際に朝鮮は日本の中国・アジア侵略の先駆けとされ、物質的・人的資源を確保するために皇民化が進められたのである。

民族を特徴づける上で重要なのが「血統」だ。神道は天皇の祖神である天照大神を称えるが、朝鮮民族は檀君の血統に属している。皇民化における神社参拝の本質は、天照大神拝礼を強制、信仰を強要し、朝鮮民族を抹殺し、朝鮮人を日本人化して、日本のアジア侵略に駆り出そうとするところにあった。この点は創氏改名と同様だが、氏は、生命と切り替えられるものではない。

田景松：朝鮮における神社制度について

朝鮮における神社設立は信仰の発現ではなく、制度化の結果であり、法によって担保されていた。この制度化の過程には三段階があった。

- 1) 日本人居留民の創建した神社が、元山、仁川、ソウルなどにあった時代。
- 2) 1905年以降の神社制度化の時代。1915年「神社寺院規則」により総督許可の下、神社が創立され、1925年創立の朝鮮神宮を頂点とする階層が形成された。
- 3) 1936年以降、神社制度が拡大し、中日戦争以降大きく発展した時代。「一面一社」のスローガンの下、1945年の段階で2,346面に1,141社（神社・神祠）があった。

また神社の代わりに、各戸に神棚を設けさせ天照大神を祀らせた。朝鮮の寺堂を神社に置き換えようとしたが、成功していない。朝鮮民族は檀君に対する意識が固く、天照大神崇拝は受け入れられない。また檀君の方が、歴史が長い。日本人が「檀君を祀れ」と命令されて受け入れられるだろうか。

徐正豪：経済的な側面について

1931年の9・18事変の後、朝鮮の神社の活動は活発化した。やがて「一道一國幣社」の方針により8つの國幣小社ができ、神社参拝を強要する策動に重要な役割を果たした。神社を通じた経済侵略も行われた。

戦時下には毎月1日と15日、午前10時から12時に「神国貯金」として神社に献金させ、それを奪った。1942年には2億6,100万ウォンが集められた。神社に献納された奉献米も、農産物の掠奪だ。また1940年には、126万4,640個の神棚を朝鮮人に買わせており、その総額は4億ウォンを超える。

神社参拝の学校生徒への強要、それへの抵抗の資料は多い。参拝には神社で確認印を押させ、それがないとすれば制裁が加えられた。このような中でも、1944年南部朝鮮でのことだが、ある日本人学者が学校で講演し、一番尊敬できる人名を生徒に尋ねると、67%が「キムイルソン」と書いたという。そして日本敗戦直後に平壤神社が放火されたほか、以後8日間に、同時期に襲撃された警察署数に匹敵する神社約130カ所が焼き払われた。「昇神式」を行った後に、日本人が壊した神社もあった。

李昌国：神社参拝についての証言

私は 1938 年生まれ、咸鏡北道羅津近くの村出身で、終戦時 8 歳だった。軍の駐屯地でもあり、村には日本人が多かった。父が鉄道労働者で兄弟は 4 人。当時家の横に普通学校（国民学校）があり、その裏山に神社があった。天長節などのとき、学生が神社参拝するのをみた記憶がある。

統制組織として国民総力朝鮮連盟があり、末端の愛国班班長が、参拝を確認していた。参拝しない者は制裁を受けた。制裁とは学生の場合、「品行」の成績を低く評価するなど。こうした日本の強要に対する怒りが、終戦後、警察署と神社に向いたと考えている。

○意見交換・議論：

金炳喆：なぜ神社参拝の強要が悪質であるか、について話したい。

神社参拝の強要は、世界の植民地統治史上も類をみない反人民的行為だ。アメリカですら、フィリピンでこのような強制をしたことはない。神社参拝問題は朝鮮人民にとって忘れることのできないものとなっている。

まず朝鮮の神社問題は、東南アジア諸国とは全く質を異にする。東南アジアは軍事占領されたが、朝鮮は約 40 年にわたり植民地支配され、日本のアジア侵略の足場とされた。次いで国家の強権によって、法・警察・暴力による強制のもとに、このようなことが行われたことに悪辣性がある。そして領土や物資への物質的侵略も悪であるが、それ以上に精神的侵略の方が悪質だ。

中島：この問題については、朝鮮民族の歴史における檀君信仰の重要性が知られる。

菅：檀君神話に関して話したい。檀君信仰は従来からあるが、私の知るところでは、檀君を象徴とした朝鮮ナショナリズムは、日露戦争期からその後、日本の影響力に対抗する形で強く高まる。

先生方は主に皇祖・天照大神崇拝の話がされたが、朝鮮の神社には檀君も関係している。日本神話には、天照大神の弟とされる素戔鳴尊が登場する。この素戔鳴尊には、朝鮮半島に降臨したとのエピソードもある。その故に、この素戔鳴尊と檀君を同じ神だとして、日本人と朝鮮人は祖先が同じ（朝鮮同祖）であり、日本を姉の国、朝鮮を弟の国だとする見方もあった。またこの見方と関わって、神社に檀君を祀れば、朝鮮の人々も参拝するだろう、という考えと運動もあった。同祖同根であり、こうしたことが広まれば「内鮮融和」が進む、とも考えられたのだ。（朝鮮側出席者にどよめきが起こる）

金炳喆：（朴英海氏らと顔を見合わせながら）それは先生、あなた自身の考え方なのか。

菅：私が言っているのは、植民地支配と神社の歴史、と一口に言うが、天照大神だけを問題にして、すべてがわかる訳ではない、ということだ。

金炳喆：（拍手しつつ）それならばわかる。学術研究の問題は客観的でなければならない。檀君は民族の实在の祖であり、陵墓もある。

金炳喆：神社跡地の調査ということだが、私たちはその点にあまり関心を向けていない。

解放直後、神社は民族感情の対象となり破壊され、さらに 1950 年以降、朝鮮戦争でも破壊された。戦争中、アメリカ軍は朝鮮に 42 万トンもの爆弾を落とし、平壤は廃墟と化した。キリスト教は平壤などで比較的さかんであったが、アメリカ軍はアメリカ人ミッションが建てた教会すらも破壊したのだ。

徐正豪：朝鮮総督府関係の文書資料は、金日成総合大学や人民大学習堂等に保存されている。ただし

この種の資料は、もともとソウルに多かったことに加え、朝鮮戦争により失われ、南側よりは少ないと思われる。私の報告で、終戦後の神社破壊に関する部分は、森田芳夫『朝鮮終戦の記録』（巖南堂書店）の記述に依っている。

○小括：

当方の問題関心は、各都市・町村・集落空間内での神社の位置、および神社廃絶後の場の再利用・変遷という各個別状況を正確に把握し、その上でその状況が示す歴史的・社会的・文化的な意味の解釈を行って、海外神社の総合的な判断、本質の見極めに進み出ようとするところにある。即ち学術的方向性としては、個別具体例の調査から一般的課題の探究へと向かうものであり、これまでに引き続き、我々の今回の調査もまた、第一義的には、このために個別具体的な情報を得ることを目的としていた。この方向性は、初めに中島団長による趣旨説明で提示された。

しかし予想通り、「朝鮮」側の研究者の関心は、我々の問題関心とは方向性を異にしていた。同国においては、金日成主席による建国と、社会主義的な国家運営の民族的主体性こそが歴史研究の第一の関心である。したがって建国史の陰影となる「日本植民地支配の悪辣性」という一般的命題の個別具体例として、「神社参拝の強要」が幾つかの側面からある程度実証されれば、学術上の課題は達成されることになる。実際に今回の「朝鮮」側報告も、論拠としては基本的に日本側の研究文献に依っているとみられる。もとより「朝鮮」側ではこの問題について詳細な事例調査を積み上げようとの関心も薄く、先行研究も殆どないことが知られた。

近代的な単一民族意識を、主体性を軸に過去へ遡及させる同国の歴史理解にあって、祖としての檀君の存在がきわめて重要であることが、全体を通じて明示されている。古代に関しては1993年に朝鮮社会科学院が発掘した「檀君陵」の存在および「大同江文化」論、中世期に関しては高麗史、そして近代に関しては抗日パルチザン史が、それぞれ朝鮮半島北部という地理的要件と結ぶ形で、同国の歴史理解の要素をなしていると思われる。

これらの要素からすれば、民族の受難史としての神社参拝問題もあくまでも副次的課題に留まり、いわんや神社の景観や跡地の詳細は関心外ということになろう。半面で、「朝鮮」側報告は体験談を導入とし、総論としての皇民化論、制度化による強要論、経済的収奪論、学校生徒への強制と反感、との流れで構成され、一般命題としての「日本植民地支配の悪辣性」の深刻さを訴えるため、内容的に綿密な準備があったことがうかがえる。

こうした「朝鮮」側の状況と立場を了解はするものの、当方の視点からは、やはり尚いくつかの点で、関連史実のさらに具体的な調査確認が必要ではないかと思われる。例えば報告では、敗戦後8日間で約130箇所の神社・神祠が焼き払われたことが、〈神社参拝の強要〉がいかに朝鮮人民の怨みを買っていたかの例証として挙げられている。正確には出典である森田芳夫の『朝鮮終戦の記録』222頁に「136」箇所との数値が記されているが、この数は神社だけでなく教育施設たる奉安殿を含んだ数である。この内訳は明示されていないが、仮にこの136という数の大部分が神社・神祠であったと仮定しても、この136社は、旧朝鮮に建てられた神社・神祠約1000社のわずかに14%に留まる。あるいは、放火された神社は旧朝鮮北部地域に多かったことから、仮に136社すべてがこの北部地域に在ったとしても、終戦時のこの地域の神社・神祠数（第1章参照）360社に対して焼き討ちされた神

社は約 38% となり、半数に満たない。

またこの神社焼き討ちが「他地域から来た者達に指導されていた」という引揚日本人証言も多数あり、単なる住民蜂起に留まらず、政治的効果を狙って組織暴力的に計画・実行された破壊活動もかなりの数含んでいることが推定される。したがって『朝鮮終戦の記録』の 136 という数値は、読みようによっては、各地域の朝鮮人住民の反感が爆発して焼き討ちの対象となった神社は意外に少ない、との結論をすら導き得るものなのである。

終戦後の実態としては、より多数の神社が地域住民の反感の対象となった可能性も含め、多様な事例があったことが考えられる。体験者も高齢化している現状で、聞き取りなどを通じてこの点の調査実証を行い得るのは「朝鮮」の研究者だけである。『朝鮮終戦の記録』という、50 年前の日本人研究者の業績に依りかかるだけではなく、是非とも両研究機関において、新たに取り組んで頂きたい課題である。

以上のように、現地調査開始にあたり同国の研究現状と当方との関心の差異を知る上で、本座談会は極めて有意義なものであった。この座談会を予定の初めに設定された「対文協」側の配慮、出席者の先生方および関係者のご尽力に感謝を申し上げたい。

おわりに

以上、各章で具体的な調査報告をおこなってきた。その結論についてはここでは繰り返さない。

「はじめに」のところで述べたように、我々にとっては初めての「朝鮮」調査であった。また、我々を受け入れた「対文協」の話によると、「朝鮮」に植民地下の神社について調査団が入ったのは我々が初めてだということであった。その意味で、様々な制約を持ちつつも今回の我々の「朝鮮」訪問は大きな意味を持っていたのである。

我々が第一の目標としていた、神社跡地の調査は全くの期待外れに終わった。この理由について、「対文協」の方では「交通事情が悪い」ということの一点張りであったが、我々としてはそのことだけが理由ではないと考えている。

しかしながら、対アメリカ・「韓国」との厳しい緊張関係にある、いわば「準戦時体制」に近い状況にある「朝鮮」、そうした事もあって金正恩第一書記の下、主体思想（チュチェ思想）や先軍政治にもとづく「権威主義的」国家体制をとっている「朝鮮」において、「対文協」は我々の調査のために体験者への聞き取りや研究者の懇談等のセッティング等を含めて、精一杯の努力をしてくださったものと思っている。この意味で、「対文協」の孫哲秀日本局局長の下、我々の 8 日間にわたる「朝鮮」滞在中、ずっとお世話いただいた李河進研究員およびスタッフの金明日、金革俊の両氏には、心からの謝意を表する次第である。また、我々が訪れた開城市人民委員会、南浦市人民委員会の対外事業局他の方々に対しても同様な思いを持っているし、さらに、我々と懇談いただいた研究者の方々や特に体験者（話者）の方々に対しても同様である。こうしたことに対して、心より感謝の意を表する次第である。

我々の今回の調査が、日本における海外神社研究の発展に、また「朝鮮」における植民地下の神社研究の発展に何らかの寄与をすることができたならば、それは望外の幸せである。

最後に、今回の「朝鮮」訪問にあたってお世話になった同僚の尹健次教授、朝鮮大学校の金哲秀教授、それに、朝鮮総連神奈川県本部国際部の朴在和先生には厚く御礼申し上げる次第である。

当初は、「朝鮮」との「友好関係」にある団体や、他の既成の諸調査団と一緒に、いわば紛れて訪朝する事も考えていた。しかし、それでは十分な調査はできない。こうした中であって、独自に調査団として単独で訪朝する事や研究者との交流を薦めてくれたのは朴在和先生であった。もちろん、それが実現できたのは、背景として、2014年5月28日の日朝政府間協議のストックホルム合意にもとづいて、7月に日本政府が「朝鮮」との人的往来に関する措置を解除（「日本人に対する北朝鮮への自粛要請措置」等を解除）したことがあるわけであるが、それにしても朴先生の様々なご尽力がなければ実現できなかったものである。この意味で、朴先生には特別の感謝を申し上げる次第である。

尚、本稿は第1章から第4章まで、それぞれ担当した筆者の責によってなっている。ただ全体としての文言の統一等は、中島が行った。

注

- (1) 我々が計画の中に府供進社開城神社を入れなかったのは、開城は植民地下、京畿道に位置し、また北緯38度線以南にその大半の地域があった。したがって、1945年8月の日本の敗戦以降は米軍政下の南朝鮮に属し、その後は「韓国」の統治下に入っていたからである。しかし、1953年の朝鮮戦争の休戦協定が締結されて、南北の軍事境界線が確定すると、開城は境界線の北側、「朝鮮」の統治圏に入った（城内康伸・藤川大樹『朝鮮半島で迎えた終戦——在留邦人がたどった苦難の軌跡——』165頁、2015年7月、大月書店）。
- (2) 「同じようなレベルの話」ということについて、若干のコメントをしておく。

本文で述べたように、我々の調査目的では植民地統治、神社参拝等を体験した方からの現地での聞き取りは「可能であれば」ということで、あくまでも神社跡地を我々の目で確認する事を第一の目的にしていた。我々の、下準備段階では、現地での聞き取りは不可能だと考えていたからである。

ところが、「朝鮮」側はこの体験者からの聞き取りを積極的に企画してきた。その意図は、日本の植民地支配下での神社参拝の強制等、朝鮮人が受けた精神的被害やそれを財政的に換算した場合の経済的損失について明らかにするというのがあったと推測される。

しかし、その意図は別にして、体験者が語った神社参拝への強制等の具体的な事実は、我々が「韓国」の全羅南道での、特に悉皆的に調査を行った和順郡や、済州島での体験者からの聞き取った内容と、質的には異なる事は無かったという事である。

一般の日本人の感覚からいうと「朝鮮」の事だから、神社参拝の強制等オーバーに誇張された話があったのではないかという思い込みがあるのだが、そういうことはなかったという事である。

むしろ、中島の印象では、「韓国」での聞き取りと比較して体験者の話は全体として「抑制的」であったということである。「韓国」での体験者からの直接的な聞き取りでは、総理大臣の靖国神社参拝も絡めて、我々調査者に対して、植民地下の神社参拝等について、直接「怒り」や「怨み」をぶつける場面を幾度も体験してきたが、「対文協」や地方の人民委員会の立会いの下で行われた今回の聞き取りでは、逆に、そういうことはなかった、「行儀の良い」ものであったということである。

「韓国」の全羅南道、特に和順郡での聞き取りについては、津田良樹、中島三千男、金花子、川村武史「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討、——全羅南道、和順郡を中心に——」（年報『人類文化研究のための非文字資料の体系化 第3号』神奈川大学21世紀COEプログラム2006年3月）、済州島での聞き取りについては本年報12号（2016年3月刊行予定）所収の諸葛衍、金泰順、渡邊奈津子、中島三千男「植民地下、旧朝鮮全羅南道済州島（現・大韓民国済州道特別自治区）に建てられた13の神祠とその跡地について」を参照。

- (3) 旧朝鮮における神社の創立については、前掲、津田良樹他「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討——全羅南道、和順郡を中心に——」の「1 旧朝鮮における神社の創立について」(1 研究史、2 旧朝鮮における神社の創立について、中島三千男執筆)に詳述されている。そのため、本章では、この論述を参考にし、引用また要約して記述するとともに、神社関係者の資料も少しく加えた。
- (4) 『日本人物情報大系 朝鮮編』(皓星社、2001 年、木村健二責任編集・解題、<http://www.libro-koseisha.co.jp/top03/rb818.html>)と帝国書院の『統計資料・歴史統計の外地における内地人、現地人、外国人人口』(https://www.teikokushoin.co.jp/statistics/history_civics/index02.html)より作成した。尚、両資料とも昭和 19 年(1944)の現地人(朝鮮人)人口は不明である。
- (5) 「神社」については、佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧Ⅱ——朝鮮・関東州・満州国・中華民国——」(『神社本庁教学研究所紀要』第 3 号 平成 10 年 2 月)から作成。「朝鮮の神社一覧」(178 頁)には平安北道欄に、本来は咸鏡南道にある「恵山八幡神社」「北青神社」「興南神社」の 3 社が誤載されているので、この表では修正した。但し佐藤の同論文中的「四、朝鮮在住日本人の道別人口(昭和十九年五月)及び神社数と神祠」(137 頁)では、平安北道 5 社、咸鏡南道 6 社と正しい数値が記されている。神祠については、佐藤弘毅から平成 22 年(2010)3 月に提供を受けたデータにより作成。咸鏡北道慶興郡雄基面雄基洞礼拝山の「神明神祠」は雄基神社創立のため大正 7 年 3 月 12 日、黄海道海州郡海州面龍首峯の「神明神祠」は海州神社創立のため大正 7 年 7 月 1 日に、また江原道江陵郡江陵面龍岡町の「神明神祠」は江陵神社の創立によりそれぞれ廃止となっているため、データから 3 社を除いた。前掲、津田良樹他「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討——全羅南道、和順郡を中心に——」の「表 1 朝鮮における道別・社格別神社一覧」の神祠数とは相違がある(咸鏡北道-1、平安北道+1、江原道-1、京畿道-2、全羅北道+1、全羅南道+8、差引き+6)。その相違は佐藤の集計の違いが原因であり、データ作成時期の新しいデータに基づいて計算した。江原道の鉄原郡於雲面中江里の神明神祠は軍事境界線上に、鉄原郡寅目面の神祠は面以下の住所である里が不明だが、いずれにしても「朝鮮」若しくは軍事境界線上に位置している。また、京畿道の長湍郡長南面と長湍郡津西面の神祠(2 社)も軍事境界線上に位置する。そのためこれらの計 4 社について現時点では南北の位置が確定できないため表に加算していない。軍事境界線上の「面」の確定は、文浩一「植民地期朝鮮の南北人口比→朝鮮総督府国勢調査資料の分割フォーマット〜」(一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR <http://hdl.handle.net/10086/13702> ディスカッションペーパー No. 146 2006 年 3 月)によった。
- (6) 森田芳夫『朝鮮終戦の記録 米ソ両軍の進駐と日本人の引揚』(巖南堂書店、昭和 39 年 8 月、113 頁)。
- (7) 園田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』付編(佐藤弘毅編)「紀元二千六百年記念事業海外神社の部(神社・神祠・社造営計画)」、1194~1200 頁(吉川弘文館、2004 年 7 月)。
- (8) 前掲、津田良樹他「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討——全羅南道、和順郡を中心に——」、291~292 頁。
- (9) 樺太部分は『樺太の神社』(北海道神社庁発行、平成 24 年 11 月)参照。明治以降、国家が関与する神社で、大正 8 年創立の朝鮮神社(鎮座の前に朝鮮神宮と改称、鎮座大正 14 年)の朝鮮神宮祭神論争までは、日本の伝統的な神道信仰に基づき新国土には、その土地の神霊を祀っていたが(国魂信仰)、それ以後では大きく変容し、官制神道の色合いが濃くなっていった。明治 2 年創立の札幌神社、明治 33 年創立の台湾神社、明治 43 年創立の樺太神社までの祭神は、開拓三神であり、新国土の神とされた。創建当時は日本人のための神々であり、先住民族の信仰として強要されるものではなかった。それが朝鮮神宮創建では祭神論争が起こり、結局は海外の新領土に国家権力を背景として天照大神と明治天皇を祀り、異民族に神道信仰を要求することになった(『近代神社神道史』、146~150 頁参照、神社新報社編・発行、昭和 51 年 7 月)。
- (10) 神社本庁の海外神社の調査の経緯及び庶務変遷については、前田孝和「神社本庁の海外神社調査史について——海外神社研究のために——」(『皇學館論叢』第 27 巻第 3 号 通巻 158 号 平成 6 年 4 月)参照。
- (11) 葦津珍彦「海外神社史の編纂-下- —— 旧満州日本人社会の悲史 ——」(「中外日報」昭和 48 年 1 月 28 日付)。
- (12) 前掲、森田芳夫『朝鮮終戦の記録 米ソ両軍の進駐と日本人の引揚』、1019 頁。

- (13) 『神社本廳十年史』、11～29 頁（神社本廳、昭和 31 年 5 月）。
- (14) 『明治維新神道百年史』第 2 卷、161～181 頁（神道文化会、昭和 41 年）。
- (15) 『神道人名辞典』、398 頁（神社新報社、平成 3 年 10 月改訂）。
- (16) 『神社本庁教学研究所紀要』第 4 号、133～192 頁（平成 11 年 2 月）。
- (17) 高松四郎『松廼舎遺稿——高松四郎遺文選——』（高松忠清発行 昭和 35 年 3 月）（五、朝鮮時代編 朝鮮神宮懷舊録 山科朝鮮総督に呈する書の 2 編を含む）。
- (18) 額賀大直『杉廼舎歌集 補遺』（編者額賀大興 昭和 39 年 3 月）「朝鮮神宮最後の日 香取神宮宮司額賀大直」・神社新報（昭和 35 年 8 月 13 日付 4 面の再掲を含む）。
- (19) 竹島栄雄「高松宮司のことども——主として朝鮮時代——」（『館友』120 号、皇學館大学館友会、昭和 50 年 1 月）。その外に竹島栄雄『七十余年の思ひ出』（私家本、昭和 54 年）もある。
- (20) 神社関係者の朝鮮の神社に関する「神社新報」の記事・論説で主なものを拾い上げてみると、「言霊神道の恥辱」（昭和 21 年 9 月 2 日付 2 面）、「社説 神道の謀略的濫用」（昭和 21 年 9 月 9 日付 11 面）、「神道と経典＝長谷外余男氏に質す——福岡県議員 葦津珍彦」（昭和 22 年 5 月 5 日付 2 面）、「在外宗教家その後の消息 神社関係大半は不明 キリスト教関係は殆ど帰国」（昭和 23 年 6 月 28 日付 4 面）、「九二社分が判明 本庁の海外神社資産調査を報告」（昭和 27 年 3 月 10 日付 2 面）、「南洋は請求可能 在外宗教資産の調査」（昭和 28 年 5 月 18 日付 1 面）、「哀愁顧願 元朝鮮総督府祭務官 高松忠清」（「終戦と神社人」の中に所収 昭和 35 年 8 月 13 日付 2 面）、「朝鮮神宮最後の日 香取神宮宮司額賀大直」（昭和 35 年 8 月 13 日付 4 面）、「韓国に旧神社故地を訪ねて」（昭和 41 年 4 月 16 日付 1 面）、「韓国の神社址の現状 二宮正彦」（昭和 46 年 10 月 11 日付 4 面）、「論説 海外神社の調査」（昭和 48 年 5 月 21 日付 2 面）、「海外神社の調査を計画 神社本庁 終戦始末とその後を 関係者生存のうちに」と（昭和 48 年 5 月 21 日付 2 面）、「検証本庁 60 年 先人の足跡——神社新報の紙面から——第 23 回海外神社の問題 昭和 40 年 11 月 6 日・第 927 号論説」（平成 18 年 7 月 3 日付 5 面）、「北朝鮮の旧神社故地は今——調査団が訪朝し初めて確認」（平成 26 年 10 月 20 日付 4 面）等がある。
- (21) 前掲、津田良樹他「旧朝鮮の神社跡地調査とその検討——全羅南道、和順郡を中心に——」、287～288 頁。
- (22) 『日本地理大系・朝鮮篇』、184 頁（改造社、昭和 5 年 9 月）。
- (23) 平壤神社の沿革は岩下伝四郎編『大陸神社大観』、409～410 頁（大陸神道連盟、昭和 16 年 7 月）によるところが大きい。
- (24) 「平壤神社」（『朝鮮と建築』第 21 輯第 9 号、図版 19～20 頁、朝鮮建築会、昭和 17 年 9 月）
- (25) 前掲「平壤神社」に収録された「社殿其ノ他工作物概要」には神門 8 坪とあるが、同じく同論文に収録された「平壤神社配置図」には、神門らしきものはなく、鳥居が記されている。また、古写真にも神門らしき建物が写っているものはなく、鳥居が写っているものが多い。神門は計画されたが、鳥居に代えられたのではないと思われる。
- (26) 前掲「平壤神社」収録の「平壤神社配置図」。
- (27) 前掲「平壤神社」収録の「社殿其ノ他工作物概要」。
- (28) 『朝鮮観光』、66 頁（国家観光総局、2002 年）によると、牡丹峰劇場は 1946 年に平壤に初めて建てられた劇場であるという。
- (29) 鎮南浦神社の沿革については前田力『鎮南浦府史』、391 頁～394 頁（鎮南浦史発行所、大正 15 年 11 月）、石川益次『興亜の一翼 伸びゆく鎮南浦』、61 頁～62 頁（鎮南浦商工会議所、昭和 15 年 7 月）、前掲、岩下伝四郎編『大陸神社大観』、44 頁、410～411 頁による。
- (30) 「朝鮮総督府告示」第 440 号（朝鮮総督府官報第 2874 号、昭和 11 年 8 月 11 日）。
- (31) 『公文類聚』（第六十編・昭和十一年・第五十八巻「朝鮮ニ於ケル官国幣社以外の神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件ヲ定ム」の添付資料「府邑面ヨリ供進スル神社調べ」）。
- (32) 前掲、岩下伝四郎編『大陸神社大観』、411 頁。

- (33) 鎮南市文化処課長からの聞き取りによる、次章参照。
- (34) 「大神宮山稻荷神社は明治三十八年十一月谷川恒次郎、麻生蓬、新居歆次郎等相謀つて居留民より寄附金を募集して現在の地に建立したもので宇迦御魂神と奉祀してある。
- 加徳稻荷神社及加徳金刀比羅神社は明治三十七年十一月、時の陸軍碇泊場司令官高橋少佐が現時の築港内に之を建立し、翌三十八年司令部の引揚げに際し谷川恒次郎氏等に祭祀の絶へざる様委嘱あり、その後築港工事の進捗に伴ひ之を其儘ま安置するを得ざるに至り大正三年四月現在の地に遷座したものである、加徳稻荷神社は大神宮山稻荷神社と同じく宇迦御魂神を奉祀し、金刀比羅神社は大物主神及崇徳天皇を祭神とするものである」（前掲、前田力『鎮南浦府史』392頁）。
- (35) 前掲『日本地理体系・朝鮮篇』、53頁。
- (36) 『日本地理体系・朝鮮篇』は、昭和5年の発行であるが、収録された地図（52頁）そのものの作成年月日は必ずしも明らかではない。ここでは仮に本の出版年をあてている。
- (37) 『開城誌』乾、242頁（開城誌編纂所、昭和9年9月）。
- (38) 開城神社の沿革は前掲、岩下伝四郎編『大陸神社大観』、327頁によるところが大きい。
- (39) 前掲、「朝鮮総督府告示」第440号。
- (40) 前掲、『公文類聚』「朝鮮ニ於ケル官国幣社以外の神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件ヲ定ム」の添付資料「府邑面ヨリ供進スル神社調べ」
- (41) 前掲、岩下伝四郎編『大陸神社大観』、327頁。
- (42) 『恩頼』、313頁（朝鮮神宮奉賛会、昭和12年11月）。